

新居浜市行政改革大綱 2016

(平成28年度～平成32年度)

～「市民の笑顔輝く市役所づくり」を目指して～

平成28年4月

新居浜市

はじめに

急速に進展する人口減少、少子・高齢化などの社会経済情勢の変化に伴い、行政を取り巻く環境は常に大きく変動を続けており、地方自治体は住民に最も身近な存在として、多様化し増大する住民ニーズに的確に対応することが求められています。

このため本市では、昭和60年度の「第一次行政改革大綱」の策定から、継続的に行政改革大綱を策定し、行財政運営の効率化、活力ある組織づくりと人材育成、行政の公正・透明性の向上を目指した行政改革の推進に取り組んでまいりました。

この度の「行政改革大綱2016」は、第五次長期総合計画のスタートに合わせて策定しました「行政改革大綱2011」の基本理念であります「市民の笑顔輝く市役所づくり」を引き継ぎ、市民目線を常に意識し、市民満足度の向上に重点を置いた行政改革を行うために、取り組むべき項目や方向性を取りまとめたものです。

行政改革の推進にあたっては、職員一人一人が常に問題意識を持ち、市民のニーズや時代の変化をしっかり受け止め、粘り強く行政課題に取り組んでいかなければならないと考えています。

このため、全職員が、「Challenge(チャレンジ)、何事にも積極的に挑戦する意欲あふれる職員」、「Cost(コスト)、コスト意識を持って市民の視点で行動できる職員」、「Change(チェンジ)、時代の変化に即応し変革できる職員」、この「求められる職員像、3C」を徹底し、総力をあげて「市民の笑顔輝く市役所づくり」を進めてまいります。

今後におきましても、限られた経営資源を有効かつ効率的に運用しながら、市民と連携・協力し合い、協働のまちづくりを進めることにより、第五次長期総合計画に掲げる将来都市像「一あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」を実現してまいりますので、市民の皆様、市議会の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

平成28年4月
新居浜市長 石川 勝行

目次

第1章 新居浜市行政改革大綱2016策定の趣旨

1 行政改革推進の背景	1
2 第五次新居浜市長期総合計画での位置付け	1
3 行政改革への取組経過	2

第2章 新居浜市行政改革大綱2016の性格

1 行政改革大綱2016の基本理念	3
2 行政改革大綱2016の目的	3
3 行政改革大綱2016の3つの視点	3
4 行政改革大綱2016の計画期間	3
5 行政改革大綱2016の全体像	4

第3章 新居浜市行政改革大綱2016の推進方法

1 推進体制	5
2 推進方法	5
3 推進状況の公表	5

第4章 実施計画

1 体系図	6
2 主体課・担当課一覧	8
3 視点別実施計画	9
(1)権限の視点	13
(2)財源の視点	23
(3)人間の視点	35
(4)取組結果(様式)	46

参考資料

資料1 各種統計資料	47
資料2 新居浜市行政改革推進委員会設置要綱	52
資料3 新居浜市行政改革推進懇話会設置要綱	54
資料4 新居浜市行政事務改善検討委員会設置要綱	56
資料5 新居浜市行政改革大綱2016について(提言)	58

【第1章 行政改革大綱2016策定の趣旨】

1 行政改革推進の背景

現在、国においては、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指す「地方分権改革」が進められています。これからの地方公共団体は、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任によって地域の実情に合った行政運営を行っていく必要があります。

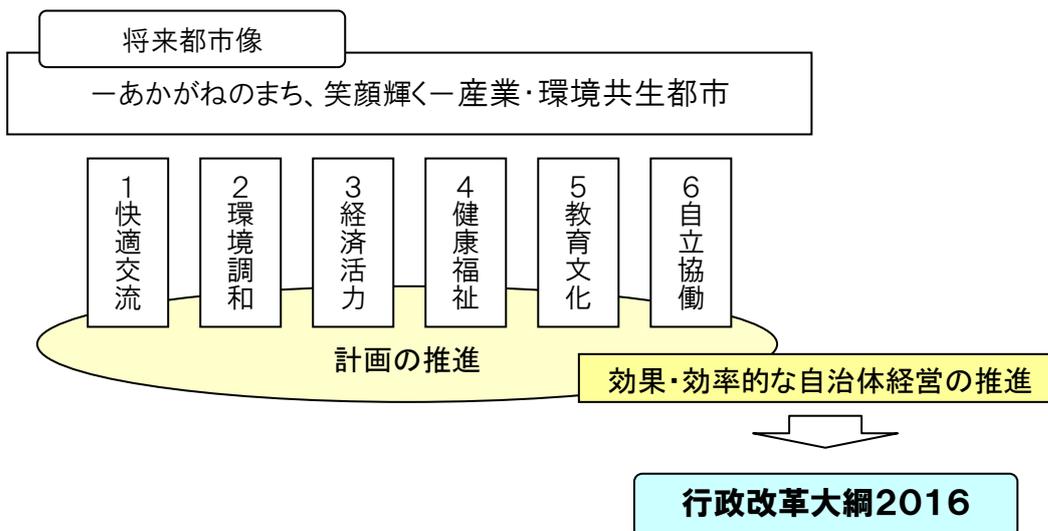
また、少子高齢化の急速な進展による人口減少が進み、我が国の社会構造は大きく変わろうとしています。本市における人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、約20年後の2035年(平成47年)には、10万人を割り込むと推計されており、生産年齢人口の減少による市税収入の減少、高齢化の進展による社会保障費の増加が見込まれ、財政状況は厳しさを増すことが予想されます。

こうした中、平成27年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2015」の閣議決定がなされ、これを受け、総務省から「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」が全国に通知されました。

地方公共団体は、社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するため、更なる行政改革の推進が必要です。

2 第五次新居浜市長期総合計画での位置付け

新居浜市の最上位計画である第五次長期総合計画(平成23年度から10年間)は、将来都市像を「一あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」と掲げ、この都市像の実現を図るため6つの分野で施策を推進する計画です。新行政改革大綱(行政改革大綱2016)については、「計画の推進」の施策である「効果・効率的な自治体経営の推進」のなかで位置付けられています。



3 行政改革への取組経過

- 昭和57年～昭和59年 日本都市センターでの行政診断、庁内の検討委員会を設置。
- 昭和60年10月 行政改革推進本部を設置し、「第1次行政改革大綱」を策定。
- 昭和61年 2月 「第2次行政改革大綱」を策定。
- 平成 5年 8月 新居浜市行政改革推進委員会及び新居浜市行政事務改善検討委員会を設置。
- 平成 5年10月 「事務事業の見直し」「職員定数の適正化」「組織機構の見直し」等について調査研究。
(社団法人日本経営協会に行政診断を委託)
- 平成 6年10月 「新居浜市行政改革要綱」並びに「新居浜市行政改革実施計画」(平成7年度から平成11年度までの5か年計画)を策定。
- 平成 7年11月 新居浜市行政改革推進懇話会を設置。
- 平成 9年 8月 新居浜市行政改革推進懇話会から新居浜市行政改革への提言書受領。
- 平成 9年12月 「平成10年度新居浜市行政改革実施計画第1次計画」を策定。
- 平成10年12月 国の「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」を受け、「新居浜市行政改革大綱(平成11年度から平成13年度までの3か年計画)」を策定。
- 平成14年 4月 新居浜市新行政改革大綱(平成14年度から平成18年度までの5か年計画)を策定。
- 平成18年 3月 国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受け、「新居浜市集中改革プラン(平成17年度から平成21年度までの5か年計画)」を策定。
- 平成19年 4月 新居浜市行政改革大綱2007(平成19年度から平成22年度までの4か年計画)を策定。
- 平成23年 4月 新居浜市行政改革大綱2011(平成23年度から平成27年度までの5か年計画)を策定。

新居浜市行政改革の取組



【第2章 行政改革大綱2016の性格】

1 行政改革大綱2016の基本理念

「市民の笑顔輝く市役所づくり」

市民の笑顔は、職員の意欲につながります。そして、職員の意欲は、新たなやりがいや挑戦を生み、更に市民満足度の高い行政サービスを提供することができます。

この好循環を実現する取組を進めることで、市民一人一人が幸福を感じ、職員一人一人が達成感を持った、笑顔輝くまちの実現に向けた市役所づくりを目指します。

2 行政改革大綱2016の目的

「効果・効率的な自治体経営の推進」

行政改革は、限られた経営資源(人材・財源)の中で最大限の成果を上げることが重要となります。このため、効果・効率性を追求し、市民が満足する行政サービスをよりよく、より効率的に提供する質的な改革を実行します。

3 行政改革大綱2016の3つの視点

この大綱の基本理念を実現していくための具体的な方策を、「三ゲン」を強化する視点、つまり「権限」「財源」「人間」の3つのゲンを強化する視点に基づき整理しました。

- (1)【権限】 地方分権の進展や高度化・多様化する市民ニーズに対応する機能的な行政運営と、市民目線による行政サービスの向上を目指します。
- (2)【財源】 人口減少や少子高齢化の影響により厳しい財政状況が見込まれる中、財政マネジメントを強化し、持続可能な財政運営を目指すとともに、将来の財政負担の軽減を図ります。
- (3)【人間】 職員の意識改革により、意欲あふれる職場風土の醸成を目指します。また、市民と情報を共有しながら対等な立場でパートナーシップを築き、市民との協働を推進します。

4 行政改革大綱2016の計画期間

第五次長期総合計画の実効性を担保するのが行政改革大綱であることから、計画期間は、平成28年度(2016年度)から総合計画の最終年度である平成32年度(2020年度)までの5年間とします。

H13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32

第四次長期総合計画					第五次長期総合計画							
				行政改革大綱 2007				行政改革大綱 2011				行政改革大綱 2016

5 行政改革大綱2016の全体像



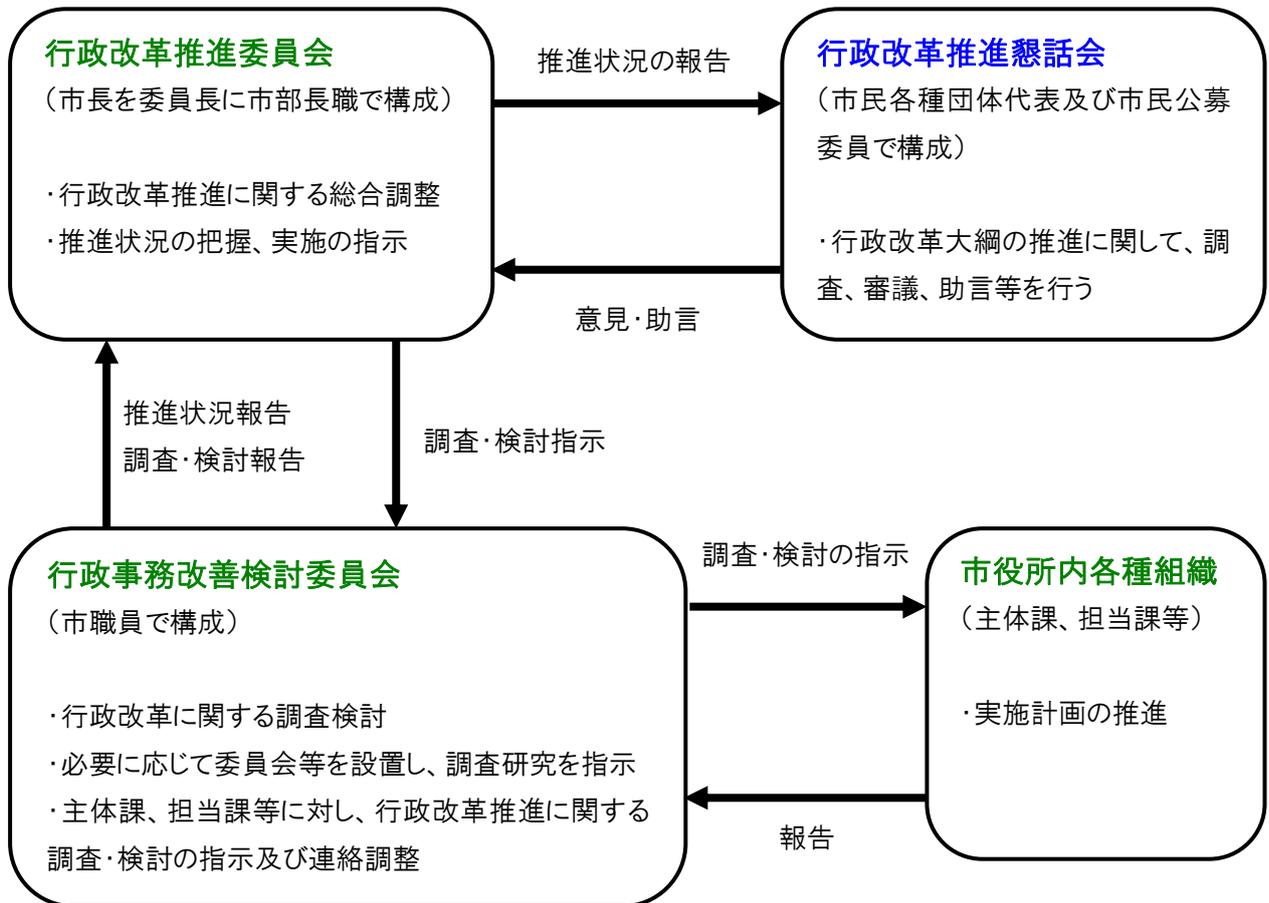
行政改革の目標数値

指 標 名	改革の視点	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
窓口対応など行政サービスに対する満足度	権限	17.4%	25.0%
行財政運営に対する満足度	財源	8.2%	12.0%
仕事にやりがいや意欲を感じている職員の割合	人間	80.0%	100.0%
市政に関する情報提供、情報公開に対する満足度	人間	38.5%	50.0%

【第3章 行政改革大綱2016の推進方法】

1 推進体制

《 行政改革推進のための組織体制 》



2 推進方法

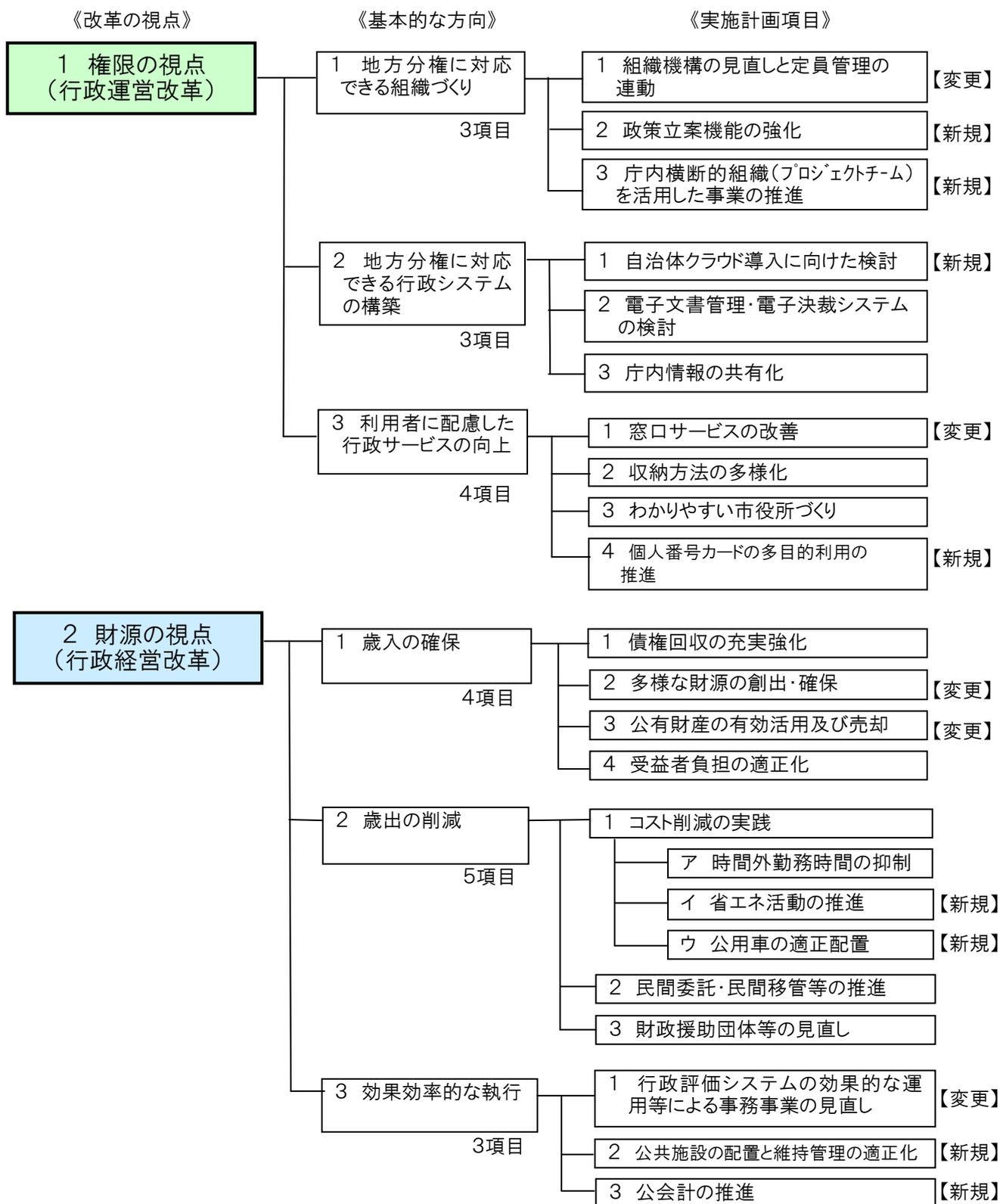
実施計画については、着実な推進を図るため、できる限り具体的な数値目標を設定して取り組みます。また、今後の社会経済情勢や市民ニーズの変化、及び計画状況等の変化に対応させる必要が生じたときは、適宜、見直しを行います。

3 推進状況の公表

実施計画の推進状況については、毎年度、主体課、担当課等による実施状況に関する検証を行い、その結果を行政事務改善検討委員会、行政改革推進委員会及び行政改革推進懇話会に報告を行うとともに、ホームページなどにより公表していきます。

【第4章 実施計画】

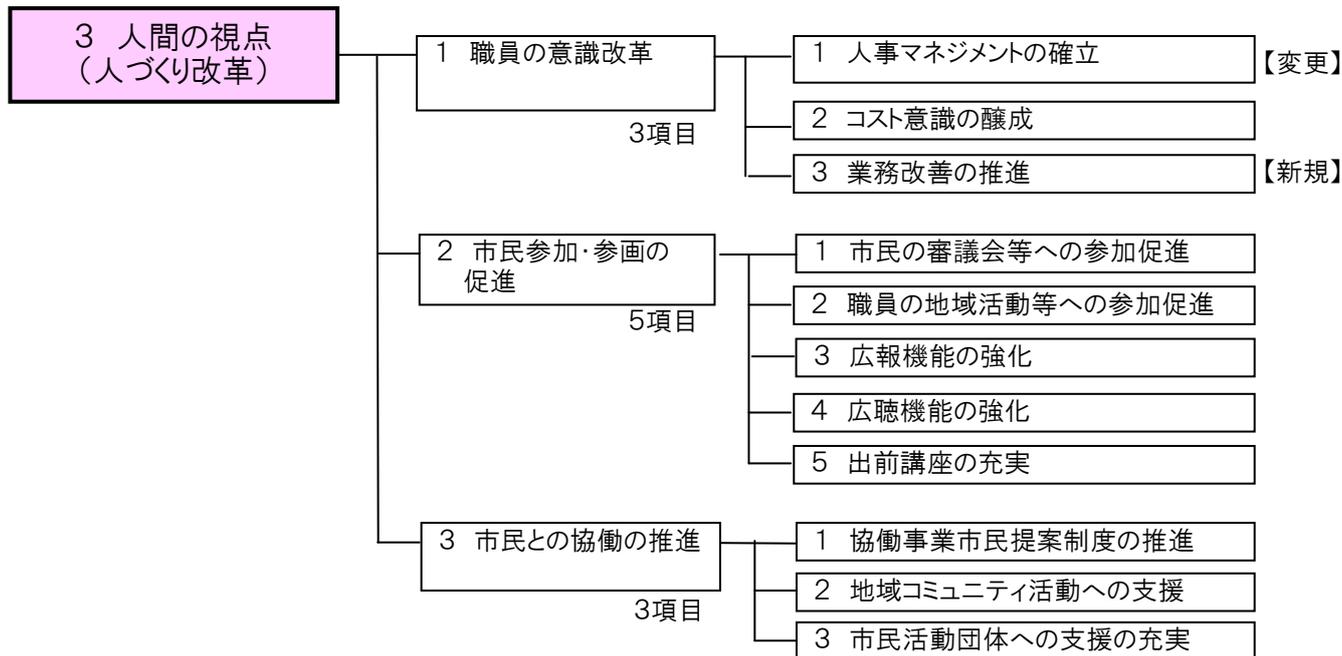
1 体系図



《改革の視点》

《基本的な方向》

《実施計画項目》



合計 33項目

2 主体課・担当課一覧

番号	実施計画項目	主体課	担当課
1-1-1	組織機構の見直しと定員管理の連動	総合政策課、人事課	
1-1-2	政策立案機能の強化	総合政策課	関係各課
1-1-3	庁内横断的組織(プロジェクトチーム)を活用した事業の推進	総合政策課	人事課、関係各課
1-2-1	自治体クラウド導入に向けた検討	情報政策課	
1-2-2	電子文書管理・電子決裁システムの検討	総務課、情報政策課	
1-2-3	庁内情報の共有化	総合政策課	情報政策課、全課所室
1-3-1	窓口サービスの改善	市民課、総合政策課	窓口担当課
1-3-2	収納方法の多様化	収税課	出納室、情報政策課、関係各課
1-3-3	わかりやすい市役所づくり	管財課	関係各課
1-3-4	個人番号カードの多目的利用の推進	総合政策課、市民課	情報政策課、関係各課
2-1-1	債権回収の充実強化	債権管理対策室	関係各課
2-1-2	多様な財源の創出・確保	財政課	総合政策課、出納室、関係各課
2-1-3	公有財産の有効活用及び売却	管財課	関係各課
2-1-4	受益者負担の適正化	財政課	関係各課
2-2-1-ア	時間外勤務時間の抑制	人事課	全課所室
2-2-1-イ	省エネ活動の推進	環境保全課	全課所室
2-2-1-ウ	公用車の適正配置	管財課	関係各課
2-2-2	民間委託・民間移管等の推進	総合政策課、財政課	総務課、関係各課
2-2-3	財政援助団体等の見直し	財政課	総合政策課、運輸観光課、農林水産課、スポーツ文化課、関係各課
2-3-1	行政評価システムの効果的な運用等による事務事業の見直し	総合政策課	財政課、全課所室
2-3-2	公共施設の配置と維持管理の適正化	総合政策課	財政課、建築住宅課、施設管理担当課
2-3-3	公会計の推進	財政課	
3-1-1	人事マネジメントの確立	人事課	全課所室
3-1-2	コスト意識の醸成	財政課	人事課
3-1-3	業務改善の推進	総合政策課	人事課、全課所室
3-2-1	市民の審議会等への参加促進	秘書広報課	男女共同参画課、関係各課
3-2-2	職員の地域活動等への参加促進	地域コミュニティ課	全課所室
3-2-3	広報機能の強化	秘書広報課	全課所室
3-2-4	広聴機能の強化	秘書広報課	
3-2-5	出前講座の充実	地域コミュニティ課	全課所室
3-3-1	協働事業市民提案制度の推進	地域コミュニティ課	関係各課
3-3-2	地域コミュニティ活動への支援	地域コミュニティ課	関係各課
3-3-3	市民活動団体への支援の充実	地域コミュニティ課	関係各課

3 視点別実施計画

1 権限の視点

① 地方分権に対応できる組織づくり

地方分権の進展、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対応するためには、市民にわかりやすく、時代に即応した機能的な行政組織にしていくことが重要です。

このため、必要な機構改革を行うとともに、事務事業の効率化などにより適正な職員の定員管理を行い、限られた人的資源を有効に活用することで、新たな行政課題や業務量の変動的確かつ迅速に対応できる組織づくりを行います。

また、地方分権時代に対応し、自治体自らの判断と責任によって地域の実情に合った行政運営を行うため、政策立案機能を高めていきます。

また、重要な行政課題や複数部署にまたがる組織横断的な課題等を検討するため、庁内横断的組織(プロジェクトチーム)を編成し、課題解決に向けた全庁的な取組を推進します。

② 地方分権に対応できる行政システムの構築

事務の電算化や庁内 LAN を活用した情報の共有化、また国・県からの権限移譲や事務決裁規程の見直しによる意思決定の迅速化は、一定の効果を上げてきました。しかし、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応していくためには、ICT を活用した業務の標準化・効率化を一層推進する必要があります。

このため、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、自治体クラウドの導入に向けて検討を進めます。

また、適切な文書管理と意思決定の迅速化を図るため、引き続き電子文書管理・電子決裁システムの導入について調査・検討を進めます。

また、庶務担当会議や庁内 LAN を有効に活用して、庁内情報の共有化(見える化)を行い、複数の部局に係る業務や新たな行政課題に迅速に対応していきます。

③ 利用者に配慮した行政サービスの向上

行政と市民の最も基本的な接点である窓口業務や各種行政サービスについては、常に市民目線を意識し、市民ニーズを的確に捉え、市民の利便性向上のための見直しを進める必要があります。

このため、市民サービスアンケートを定期的実施し、総合窓口業務の改善やアウトソーシングの導入を推進し、更なる市民サービスの向上に努めます。併せて、案内表示などの改善を実施し、市民が分かりやすく、利用しやすい市役所づくりに取り組みます。

また、市税等の納付方法の選択肢を広げるとともに、納税者の利便性向上を図るため、コンビニ収納科目の拡大と多様な納付手段の検討を行います。

また、個人番号カードの多目的利用を検討するとともに、コンビニでの証明書交付サービスを実施し、市民の利便性の向上を図ります。

2 財源の視点

① 歳入の確保

第五次長期総合計画を着実に推進していくための確かな財源的基盤を確保していくためには、あらゆる角度から歳入の確保に向けた新たな方策を検討するとともに、現状において実施可能な方策については引き続き、積極的に取り組む必要があります。

このため、適正な債権管理を行うとともに、滞納整理を進め、債権回収の充実強化を図ります。

また、広告事業の拡大や資金運用の効率化、ふるさと応援寄附金の拡充等による多様な財源の創出と確保に努めます。

遊休地等の公有財産は、売却を促進するとともに、未利用の公有財産の貸付、用途変更等による有効活用を行い、自主財源の確保に努めます。

また、行政サービス提供における公平性の確保と受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料等の見直しを行います。

② 歳出の削減

将来にわたって持続可能な財政運営と健全財政の維持を目指すとともに、歳入準拠による財政運営をより確実なものとするため、歳出の削減を図る必要があります。

このため、時間外勤務時間の抑制、省エネ活動の推進による光熱水使用量やコピー用紙使用量の削減、公用車の適正配置による保有台数の削減など、徹底したコスト削減を実践します。

また、民間の専門知識やノウハウを活用することにより、市民サービスの向上と管理運営経費の削減が図られると判断される施設については、指定管理者制度を導入するとともに、業務の民間委託や民間移管等を推進します。

第三セクターや財政援助団体等については、その設立目的や行政との役割分担を勘案し、経営の健全化・効率化を進めるとともに、出資金や補助金等の見直しを行います。

③ 効果効率的な執行

限られた経営資源(人・物・金・時間)を効率的に活用し、最小の経費で最大の効果を上げるため、各種施策や事業の選択と集中によって、効果効率的な執行に努める必要があります。

このため、行政評価システムを効果的に活用することにより、事務事業の取捨選択を行い、より効果の高い事務事業へ経営資源を重点的に配分していきます。

また、近い将来、多くの公共施設において、大規模改修や建て替えの時期を迎えることとなり、更新費用の増加は避けられない状況にあります。

このため、施設の適正な維持管理を行うとともに、施設の設置目的や利用状況等を総合的に勘案しながら、公共施設の再配置計画を策定し、将来の更新費用の軽減を図ります。

また、統一的な基準による地方公会計を導入し、固定資産台帳の整備及び複式簿記による財務書類の整備を進め、財政運営への活用を図ります。

3 人間の視点

① 職員の意識改革

組織の力を十分に発揮するためには、職員の意識改革を図り、組織を構成する「人」の力を最大限に引き出すことが必要です。

このため、求められる職員像として3C(Challenge、Cost、Change)を定め、職員の能力開発、能力活用に体系的、計画的に取り組めます。具体的には、個々の能力や業績を重視した人事評価制度を導入するとともに、職員の採用から、異動、昇任・昇格、給与、研修、表彰等の人事諸制度を総合的に連携させた人事マネジメントを確立し、職員の意識改革と人材の育成に努めます。

また、特に喫緊かつ恒久的な課題である財政については、職員研修の機会を通して理解を深めることで、職員一人一人のコスト意識の醸成を図ります。

また、職員一人一人が日頃の職務と職場環境に問題意識を持ち、工夫や発想の転換による業務改善に取り組むことで、職員全員の改革意識を高めるとともに、意欲あふれる職場風土の醸成を目指します。

3C 職員 Challenge(チャレンジ):何事にも積極的に挑戦する意欲あふれる職員

Cost(コスト):コスト意識を持って市民の視点で行動できる職員

Change(チェンジ):時代の変化に即応し変革できる職員

② 市民参加・参画の促進

公正で開かれた市政を推進するため、行政情報を積極的かつ分かりやすく市民に提供し、市民と情報共有しながら共に課題解決に取り組む必要があります。

このため、審議会等の公開、委員の公募、パブリックコメントなどを行い、市民が市政に参加・参画する機会の充実を図るとともに、女性の審議会等への参画率向上に努め、市政に対する理解と関心を高めます。

また、行政側からの市民参画の実践として、職員が一市民として自治会活動等の地域活動やボランティア等の市民活動に参加することを促進します。

広報については、市政だよりのほか、パソコンやスマートフォン、タブレット型端末等の情報提供メディアを有効に活用し、市民に対して分かりやすい情報を積極的に発信します。

広聴については、多種多様化する市民ニーズに対応するため、インターネット等を活用した広聴手段の導入など、より多くの市民の声を市政に反映させる取組を強化します。

また、市民の自発的な学習の場や能力発揮の場を提供するため、出前講座の充実を図ります。

③ 市民との協働の推進

市民との協働のまちづくりを推進するため、市民と市が対等な立場でパートナーシップを築き、役割分担しながら地域課題の解決に取り組む必要があります。

このため、協働事業市民提案制度を推進し、市民、団体、事業者等と行政の協働により、互いの特性を生かして相乗効果が生まれる事業の創出を目指します。

また、地域におけるまちづくりの担い手である自治会の活動に対し、交付金による財政支援を行い、地域コミュニティの活性化を支援するとともに、多様化する社会においても、全ての住民が参画できる持続可能な住民自治の構築に向けて、協議会型地域自主組織の設立を目指します。

また、NPO間や市民活動団体と行政の媒介役として機能するまちづくり協働オフィスを活用して、多様な主体の協働を推進するとともに市民活動団体への支援の充実を図ります。

【実施計画】

改革の視点	1 権限	番号	1-1-1	
基本的な方向	1 地方分権に対応できる組織づくり			
実施計画項目	1 組織機構の見直しと定員管理の連動			
主体課	総合政策課 人事課	担当課		
目的	「組織の簡素化、効率性の向上」「市民ニーズへの的確な対応」「行政課題への迅速な対応」の視点から組織機構を見直すとともに、定員管理と連動させることで課題対応の実効性を担保する。			
取組内容	限られた人材を有効活用し最大限の効果を上げるため、市民ニーズを取り入れ、効率的で簡素な組織機構の見直し案を策定し、その見直し案に基づく定員管理計画（採用計画を含む）を策定し、適正な人員配置による組織づくりを行う。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	行政需要の変化や市民ニーズに対応する機能的な機構改革の実施 機構改革に基づいた定員管理計画の策定、適正な人員配置		
	平成29年度 (2017年度)	↓		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	行政課題に対応した組織体制の構築と人員配置の実現	-	-
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	<p>第五次長期総合計画に位置付けられた事業を円滑に実施し、変動する社会情勢や市民ニーズの多様化に的確に対応できるよう、毎年度、組織機構の見直しを実施している。また、定員管理においては、集中改革プラン(平成17～22年度)で62人の職員数削減を行った。</p> <p>H27.4.1現在 11部67課4室1班224係 職員数898名</p>			

【実施計画】

改革の視点	1 権限	番号	1-1-2	
基本的な方向	1 地方分権に対応できる組織づくり			
実施計画項目	2 政策立案機能の強化			
主体課	総合政策課	担当課	関係各課	
目的	地方分権の進展や高度化・多様化する市民ニーズに対して課題を明確にし、スピード感を持って対応するため、組織の政策立案機能を強化する。			
取組内容	地方分権の進展に即応し、魅力あるまちづくりを進めるため、各部局長、戦略監・技術監、所属長の強いリーダーシップの下、各分野での政策立案機能を高めるとともに、各部局が連携し、より効果的な行政運営が行えるよう、総合調整機能の充実を図る。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	先進的な取組や国の制度、充当可能な財源の調査・研究による創意工夫あふれる政策の立案 政策推進に向けた総合調整及び進行管理		
	平成29年度 (2017年度)	↓		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	新規事業立案件数	25件	30件
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	平成25年8月に新居浜市政策会議を設置し、市政運営の基本方針、重要施策その他の市政の重要事項、部局間の総合調整に関する事項について審議している。			

【実施計画】

改革の視点	1 権限	番号	1-1-3	
基本的な方向	1 地方分権に対応できる組織づくり			
実施計画項目	3 庁内横断的組織(プロジェクトチーム)を活用した事業の推進			
主体課	総合政策課	担当課	人事課、関係各課	
目的	複雑・多様化する行政課題に対応するため、部や課を超えて業務連携する庁内横断的組織(プロジェクトチーム)を編成し、迅速かつ柔軟に課題解決を図る。			
取組内容	各部局が連携して横断的な対応を求められる行政課題に対し、関係課所から人員を集めてプロジェクトチームを編成し、課題解決に取り組む。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	部局横断的な行政課題に対応するためのプロジェクトチームの編成		
	平成29年度 (2017年度)	↓		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	プロジェクトチーム等の編成による成果件数	10件	15件
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	平成27年度に市独自の総合戦略を策定・推進するため、地方創生推進室を設置するとともに、関係部局で構成するプロジェクトチームを設置した。			

【実施計画】

改革の視点	1 権限	番号	1-2-1	
基本的な方向	2 地方分権に対応できる行政システムの構築			
実施計画項目	1 自治体クラウド導入に向けた検討			
主体課	情報政策課	担当課		
目的	複数地方公共団体共同でのクラウド化を検討し、情報システムに係る経費節減と業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上を図る。また、大規模災害発生時の住民情報や行政情報の保全を図る。			
取組内容	基幹業務システムの更新を見据え、複数自治体でのクラウド化である「自治体クラウド [※] 」導入によるメリット・デメリットを検証し、方向性を決定する。 自治体クラウド導入の場合は、全課で業務の共通化・標準化を進めるとともに見直しを実施し、導入に備える。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	自治体クラウド導入に向けた調査・研究 関係自治体との協議及び方向性の決定		
	平成29年度 (2017年度)	↓ (新たな基幹業務システム導入方針の決定)		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓ (新たな基幹業務システムの運用)		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	自治体クラウド導入の方向性の決定	-	-
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	平成24年4月から7年間の契約締結により、基幹業務システムの更新を実施した。また、平成26年度にICTを活用した業務効率向上を目的として、財務会計システムを更新した。			

※自治体クラウド・・・地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。

【実施計画】

改革の視点	1 権限	番号	1-2-2	
基本的な方向	2 地方分権に対応できる行政システムの構築			
実施計画項目	2 電子文書管理・電子決裁システムの検討			
主体課	総務課 情報政策課	担当課		
目的	電子文書管理・電子決裁システムを導入することにより発揮される効果を検証し、本市にとって効果的な文書管理システムの方向性を見出し、文書管理の効率化、意思決定の迅速化を図る。			
取組内容	紙ベースで行われている決裁を電子化するシステム及び文書管理の電子化について、導入効果、導入課題、費用対効果、導入時期等を総合的に検討し、方向性を決定する。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	文書管理システムの導入を主体とした電子決裁の仕組みを調査・研究		
	平成29年度 (2017年度)	文書管理システムの導入を主体とした電子決裁の仕組みを調査・研究		
	平成30年度 (2018年度)	電子文書管理・電子決裁システム導入の方向性を決定		
	平成31年度 (2019年度)	電子文書管理・電子決裁システム導入の準備		
	平成32年度 (2020年度)	電子文書管理・電子決裁システムの運用		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	電子文書管理・電子決裁システムの導入	-	-
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	平成23年4月1日付けで新居浜市文書規程を改正し、電子媒体等による文書保存について規定した。また、現行の各種システムの電子決裁機能を活用して、公用車・会議室予約、システムユーザー登録などの内部事務を電子決裁化した。			

【実施計画】

改革の視点	1 権限	番号	1-2-3	
基本的な方向	2 地方分権に対応できる行政システムの構築			
実施計画項目	3 庁内情報の共有化			
主体課	総合政策課	担当課	情報政策課、全課所室	
目的	全ての職員が重要な行政情報を的確に把握し、各部局間での報告、連絡、相談を重視することで、新たな行政課題に迅速に対応するとともに、市民サービスの向上につなげる。			
取組内容	庶務担当会議を有効に活用し、複数の部局に係る業務について情報共有を図る。また、職員誰もが一定の市政情報を市民に説明できるよう、庁内LANを活用して、市政重点業務情報の共有、見える化を行う。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	庶務担当会議による情報共有 職員ポータルへの市政重点業務情報の掲載		
	平成29年度 (2017年度)	↓		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	市政重点業務情報の掲載数	21件	30件
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	庶務担当会議を定期的に行い、複数の部局に係る業務について情報共有を行っている。また、施政方針の中で特に重要な事業については、職員ポータル画面上にリンク用バナーを作成し、全職員で情報共有を進めている。			

【実施計画】

改革の視点	1 権限	番号	1-3-1	
基本的な方向	3 利用者に配慮した行政サービスの向上			
実施計画項目	1 窓口サービスの改善			
主体課	市民課 総合政策課	担当課	窓口担当課	
目的	市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる窓口体制を整備し、部局の枠を超えた横断的な窓口業務への改善を行うことにより、市民満足度の高い行政サービスを提供する。			
取組内容	市民サービスアンケートを定期的実施して、総合窓口システムの運用体制を検証し、改善を実施する。また、死亡届に伴う手続の負担を軽減するシステムや窓口業務のアウトソーシングの導入、窓口サービス日時の拡大等を推進し、更なる市民サービスの向上を目指す。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	総合窓口システムの運用と検証、改善の実施 来庁者を対象とした市民サービスアンケートの実施		
	平成29年度 (2017年度)	↓		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成25年度)	目標値 (平成32年度)
	①	窓口の待ち時間に対する市民満足度 (とても早い・早いと感じた人の割合)	65.1%	75.0%
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	平成19年4月から毎週木曜日に市民課の窓口開庁時間の1時間延長を実施 平成21年4月からフロアマネージャー業務を実施 平成26年12月から市役所敷地内コンビニで、業務時間外に住民票が受け取れるサービスを実施 平成27年9月から総合窓口システムの運用を開始			

【実施計画】

改革の視点	1 権限	番号	1-3-2	
基本的な方向	3 利用者に配慮した行政サービスの向上			
実施計画項目	2 収納方法の多様化			
主体課	収税課	担当課	出納室、情報政策課、関係各課	
目的	現在一部の科目で実施しているコンビニ収納の他税等への拡大、及び多様な納付手段の導入について検討を行い、納付者の利便性の向上と納付機会の拡大を図る。			
取組内容	<p>コンビニ収納については、①初期投資が多額となる②前納報奨金制度に対応できない③収納金の上限がある等の課題が残っており、これらの諸問題の解決に向けて調査・研究を継続する。</p> <p>また、ペイジー※、クレジットカード等の多様な納付手段について、先進地の事例を研究するなど実用化に向けて調査を行う。</p>			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	コンビニ収納の他税導入に向けての課題の整理(前納報奨金の廃止の検討、機器導入におけるランニングコストの調査、費用対効果の検証) 他の納付手段についての調査・研究		
	平成29年度 (2017年度)	検討結果に基づき、コンビニ収納の他税導入に向けての環境整備 他の納付手段についての調査・研究		
	平成30年度 (2018年度)	検討結果に基づき、コンビニ収納の他税への導入 他の納付手段についての調査・研究		
	平成31年度 (2019年度)	コンビニ収納の効果検証 検討結果に基づき、他の納付手段の導入に向けての環境整備		
	平成32年度 (2020年度)	コンビニ収納の更なる拡大の検討 検討結果に基づき、他の納付手段の導入		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	コンビニ収納の実施科目数	2件	-
②				
平成27年度 までの主な 推進状況	<p>平成19年3月から水道料金のコンビニ収納を実施している。また、平成25年4月から軽自動車税のコンビニ収納を実施している。</p> <p>平成25年度 軽自動車税コンビニ納付件数 15,387件 利用率 33.21%</p> <p>平成26年度 軽自動車税コンビニ納付件数 16,436件 利用率 34.88%</p>			

※ペイジー…公共料金等の支払いを、パソコンやスマートフォン、携帯電話、ATMからできるサービス。

【実施計画】

改革の視点	1 権限	番号	1-3-3	
基本的な方向	3 利用者に配慮した行政サービスの向上			
実施計画項目	3 わかりやすい市役所づくり			
主体課	管財課	担当課	関係各課	
目的	市民目線によるわかりやすく、利用しやすい市役所へ環境を改善し、市民の利便性の向上を図るとともに、職員の執務環境の向上を図る。			
取組内容	庁舎1階フロア改修により、市民動線等の改善が図られたが、引き続き、2階以上のカウンターや案内表示・サインの改善、執務スペースの確保等について、検討・改善を実施する。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	市民の利便性・安全性の向上につながる庁舎環境の改善を検討		
	平成29年度 (2017年度)	市民の利便性・安全性の向上につながる庁舎環境の改善を実施		
	平成30年度 (2018年度)	改善効果の検証のため、来庁者を対象とした市民アンケートを実施 アンケート結果に基づいた再検証		
	平成31年度 (2019年度)	再検証内容の実践		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成25年度)	目標値 (平成32年度)
	①	庁舎の案内表示に対する市民満足度 (わかりやすい・どちらかといえばわかりやすい人の割合)	64.2%	75.0%
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	平成27年度に庁舎1階フロアレイアウトの改修を行い、これに併せて、東側入口の自動ドア改修、東総合案内の設置、キッズコーナーの設置、1階男女トイレの改修、入口スロープ屋根の設置などを実施した。			

【実施計画】

改革の視点	1 権限	番号	1-3-4	
基本的な方向	3 利用者に配慮した行政サービスの向上			
実施計画項目	4 個人番号カードの多目的利用の推進			
主体課	総合政策課 市民課	担当課	情報政策課、関係各課	
目的	個人番号カードの多目的利用を検討し、行政手続における市民の利便性の向上を図るとともに、窓口業務の効率化を図る。			
取組内容	コンビニ交付システムを導入し、個人番号カードを使用した証明書交付サービスを実施する。また、個人番号カードを活用した独自サービスを検討し、個人番号カードの普及に努める。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	コンビニ交付証明書の検討 個人番号カードの独自利用サービスの検討		
	平成29年度 (2017年度)	コンビニ交付システムの導入準備 個人番号カードの独自利用サービスの検討、システム改修、条例整備		
	平成30年度 (2018年度)	コンビニ交付サービスの実施 個人番号カードの独自利用サービスの実施		
	平成31年度 (2019年度)	コンビニ交付サービスの拡大 個人番号カードの独自利用サービスの拡大		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	独自利用サービスの実施件数	-	3件
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	平成28年1月から社会保障・税番号制度が開始されることに伴い、住基カードから個人番号カードへの切り替えが行われる。 住基カードの交付状況(平成27年10月末現在) 有効発行枚数4,145枚 普及率3.4%			

【実施計画】

改革の視点	2 財源	番号	2-1-1	
基本的な方向	1 歳入の確保			
実施計画項目	1 債権回収の充実強化			
主体課	債権管理対策室	担当課	関係各課	
目的	市の債権管理に関する事務について一層の適正化を図り、もって市民負担の公平性及び市財政の健全化を目指す。			
取組内容	<p>税債権は、公売や捜索の実施検討を進め、徴収困難事案解決に向けて滞納整理を進める。また、強制徴収公債権は、差押等の積極的な滞納整理を行う。</p> <p>非強制徴収公債権及び私債権については、法的措置を進めるとともに、回収不能と判断された債権は、債権放棄を行い、適正かつ効果効率的な債権管理を行う。</p>			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	市債権の管理及び回収強化		
	平成29年度 (2017年度)	↓		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
	① 差押件数		849件	900件
	② 法的措置件数		5件	10件
平成27年度 までの主な 推進状況	平成22年4月に債権管理対策室を新設。平成23年1月から、保育料、国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金、下水道使用料等の債権の移管を受け、差押を実施している。			

【実施計画】

改革の視点	2 財源	番号	2-1-2	
基本的な方向	1 歳入の確保			
実施計画項目	2 多様な財源の創出・確保			
主体課	財政課	担当課	総合政策課、出納室、関係各課	
目的	様々な分野の行政需要が増大する中で、必要な事業について財源を投与しつつ、財政の健全性も維持するため、できる限り最大かつ多様な財源を確保する。			
取組内容	ふるさと納税(ふるさと応援寄附金)については、広報等により寄附件数の増加を目指す。広告事業については、範囲拡大に取り組むとともに、施設命名権(ネーミングライツ)の実現可能性を検討する。公金運用については、確実性及び安全性に留意しつつ、最も有利な方法になるように金融情勢等に応じた的確な判断と対応により、運用益の最大化を目指す。また、クラウドファンディング [※] の活用等、新たな財源確保に向けて多様な方法を検討する。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	ふるさと応援寄附金、広告事業、公金運用の推進 新たな歳入創出案の検討、実施		
	平成29年度 (2017年度)	↓		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
	①	広告事業収入額	3,225千円	4,000千円
	②	ふるさと応援寄附金の寄附件数	776件	900件
平成27年度 までの主な 推進状況	封筒広告、市政だより広告、ホームページバナー広告、広告付地図パネル、公用自動車 広告等の事業を実施している。また、平成27年度から庁舎1階にモニター広告を設置してい る。 平成23年度 広告収入額 2,615千円 平成24年度 広告収入額 2,746千円 平成25年度 広告収入額 2,720千円 平成26年度 広告収入額 3,225千円			

※クラウドファンディング…製品やサービスの開発、事業の実現等の目的のために、インターネットを通じて不特定多数の人から資金の出資や協力を募ること。

【実施計画】

改革の視点	2 財源	番号	2-1-3	
基本的な方向	1 歳入の確保			
実施計画項目	3 公有財産の有効活用及び売却			
主体課	管財課	担当課	関係各課	
目的	市財政の健全な運営のため、未利用の公有財産については、貸付、用途変更等により有効に活用するとともに、財産の売却促進を図り、歳入の確保につなげる。			
取組内容	事業の計画変更等によって将来的に利用目的がなく、処分可能な財産について把握を行い、引き続き売却を促進するとともに、売却物件の広報についても一層の充実を図る。また、有効活用できる財産については、新たな用途に供すべき全庁的な方策を検討し、適切で効率的な管理、運用(PRE戦略)を推進していく。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	売却すべき公有財産の把握と有効な利活用、及び広報手段の多様化を検討し、実施する。		
	平成29年度 (2017年度)	↓		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
	①	売却公募地の件数	12件	16件
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	平成26年9月から庁舎駐車場の一部をコンビニエンスストア用地として有償貸付している。また、平成26年10月から太陽光発電設備の設置場所として遊休地を有償貸付している。 普通財産の売却実績 平成23年度 2,154.47㎡ 44,203,255円 平成24年度 1,132.98㎡ 20,302,323円 平成25年度 5,460.22㎡ 47,156,719円 平成26年度 2,142.14㎡ 73,211,369円 新居浜駅前32街区の売却(平成26年度) 167,099,489円			

【実施計画】

改革の視点	2 財源	番号	2-1-4	
基本的な方向	1 歳入の確保			
実施計画項目	4 受益者負担の適正化			
主体課	財政課	担当課	関係各課	
目的	応益負担の原則を踏まえ、受益者(被保険者・利用者等)の負担額については、適宜、妥当性等を検証し、適正化を図る。			
取組内容	<p>使用料・手数料・負担金等の受益者負担については、応益負担の原則を踏まえた上で、現状に応じた適正額であるかどうか、また利用者とそれ以外の者に不公平感が生じないように、恒常的な見直しを行うとともに、3年毎に全般的な見直しを行う。</p> <p>また、特別会計への一般会計繰入金が多額になっているが、保険料、使用料等が適切かどうか恒常的に見直しを行い、加入者負担の適正化等に取り組む。</p>			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	行政コスト計算書等を活用した使用料等の見直し(全般的) 消費税率引き上げに伴う該当分の引き上げ		
	平成29年度 (2017年度)	行政コスト計算書等を活用した使用料等の見直し		
	平成30年度 (2018年度)	行政コスト計算書等を活用した使用料等の見直し		
	平成31年度 (2019年度)	行政コスト計算書等を活用した使用料等の見直し(全般的)		
	平成32年度 (2020年度)	行政コスト計算書等を活用した使用料等の見直し		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	見直し検討割合	-	100.0%
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	平成24年度に公共下水道事業区域外から公共下水道に接続した場合に徴収する分担金について、条例化を実施するとともに、分担金の算定根拠に都市計画税相当額も含めて規定した。また、平成26年度に公園使用料の見直しを実施し、条例改正を行った。			

【実施計画】

改革の視点	2 財源	番号	2-2-1-ア	
基本的な方向	2 歳出の削減			
実施計画項目	1 コスト削減の実践 ア 時間外勤務時間の抑制			
主体課	人事課	担当課	全課所室	
目的	業務の効率的な改善を進め、職員の健康管理、労働時間の短縮、ワークライフバランスの保持等の観点から時間外勤務時間の抑制を行うとともに人件費の歳出削減を図る。 また、国の制度に準拠し、給与制度の的確な運用に努める。			
取組内容	勤務時間管理の厳正化を図り、当該時間外勤務が緊急かつやむを得ないものかどうかを十分判断したうえで、時間外勤務命令を行うことを徹底する。また、ノー残業デーの周知徹底、週休日の振替、代休日の指定、勤務時間の割振りの変更等により、時間外勤務時間の削減を図る。職員の給料や各種手当については、国・県の制度や市の財政状況、他の自治体の状況等を踏まえ、状況に応じた見直しを行う。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	時間外勤務の事前命令、勤務後の実績確認、ノー残業デーの徹底 新たな時間外勤務削減案の検討		
	平成29年度 (2017年度)	時間外勤務の事前命令、勤務後の実績確認、ノー残業デーの徹底 新たな時間外勤務削減案の実施		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
	①	経常経費による時間外勤務時間	71,575時間	64,418時間
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	毎週水曜日及び給与支給日のノー残業デーの周知・徹底、やむを得ずノー残業デーに時間外勤務をする場合の届出を実施し、時間外勤務時間の抑制に努めている。 また、平成24年度には「55歳超え6級以上職員の月例給・管理職手当の1.5%カット」、平成25年度には東日本大震災に対処するため国家公務員の給与の減額支給措置を踏まえた「臨時特例減額措置(月例給平均7.11%減額)」、平成26年度には国家公務員の給与の総合的見直しに準拠した給与制度の見直しを行った。			

【実施計画】

改革の視点	2 財源	番号	2-2-1-イ	
基本的な方向	2 歳出の削減			
実施計画項目	1 コスト削減の実践 イ 省エネ活動の推進			
主体課	環境保全課	担当課	全課所室	
目的	節電など省エネルギー対策を積極的に推進することで、環境に配慮した行政運営を行うとともに、エネルギー経費の削減を図る。			
取組内容	地球温暖化対策率先行動計画(エコアクションプランにいはま)に基づき、一般事務における電気使用量、燃料使用量、水道使用量、コピー用紙使用量等の削減に取り組む。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	省エネ実施項目について全職員へ周知 環境推進委員会の開催、エコアクションプランの進捗報告		
	平成29年度 (2017年度)	省エネ実施項目について全職員へ周知。 環境推進委員会の開催、エコアクションプランの進捗報告		
	平成30年度 (2018年度)	省エネ実施項目について全職員へ周知 環境推進委員会の開催、エコアクションプランの進捗報告 エコアクションプラン4期計画の策定		
	平成31年度 (2019年度)	省エネ実施項目について全職員へ周知 環境推進委員会の開催、エコアクションプランの進捗報告		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
	①	電気使用量	32,377,694kwh	31,547,000kwh
	②	コピー用紙購入量(A4換算)	21,910,407枚	20,540,890枚
平成27年度 までの主な 推進状況	平成19年4月にエコアクションプランにいはまを策定し、5年ごとに更新を行い、省エネ活動を推進している。			

【実施計画】

改革の視点	2 財源	番号	2-2-1-ウ	
基本的な方向	2 歳出の削減			
実施計画項目	1 コスト削減の実践 ウ 公用車の適正配置			
主体課	管財課	担当課	関係各課	
目的	公用車の効果・効率的な運行管理を実施し、稼働率を高めることにより、車両台数の削減を図る。			
取組内容	公用車の使用状況を把握し、長期貸し出し車両の整理及び適正な配置を行うとともに、効率的な貸し出し方法について検討する。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	公用車使用状況の調査・分析		
	平成29年度 (2017年度)	公用車使用状況の調査・分析、長期貸し出し車両の整理		
	平成30年度 (2018年度)	公用車使用状況の調査・分析、長期貸し出し車両の整理 公用車保有台数の削減		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
	①	公用車の削減台数	-	3台
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	出張用公用車の貸出については、庁内LANによる電子申請システムを活用して一元管理を実施している。			

【実施計画】

改革の視点	2 財源	番号	2-2-2	
基本的な方向	2 歳出の削減			
実施計画項目	2 民間委託・民間移管等の推進			
主体課	総合政策課 財政課	担当課	総務課、関係各課	
目的	民間の専門知識やノウハウを活用することにより、施設運営面でのサービスの向上と管理運営経費の削減及び業務の効率化を図る。			
取組内容	公の施設について、民間委託・民間移管や指定管理者制度の導入の可能性を検討する。すでに指定管理者制度を導入している施設については、利用者の満足度調査の検証、指定管理者制度導入による効果の測定など、その運用状況について評価、見直しを行う。 また、民間委託が可能な業務を検討し、順次委託化を実施するほか、施設整備にあたっては、PPP/PFIやリース方式等の導入について検討を行う。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	指定管理者制度の導入(新居浜駅南口広場駐輪場、観光交流施設、東平記念館) 業務の委託化の検討		
	平成29年度 (2017年度)	指定管理者制度の導入、民間委託・民間移管の検討 業務の委託化の検討		
	平成30年度 (2018年度)	指定管理者制度の導入、民間委託・民間移管の検討 業務の委託化の検討・実施		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	指定管理者制度を導入している施設数(累計)	40施設	44施設
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	平成24年4月に中萩保育園の民間移管を実施、平成25年4月に慈光園へ指定管理者制度を導入、平成26年4月にくすのき園の民間移管を実施した。また、平成27年7月に新居浜市美術館及び総合文化施設へ指定管理者制度を導入した。			

※PPP・・・公民が連携して公共サービスの提供を行うこと。

PFI・・・民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。

【実施計画】

改革の視点	2 財源	番号	2-2-3	
基本的な方向	2 歳出の削減			
実施計画項目	3 財政援助団体等の見直し			
主体課	財政課	担当課	総合政策課、運輸観光課、農林水産課、スポーツ文化課、関係各課	
目的	財政援助団体等(第三セクター、補助金交付団体等)の見直しを行い、市の財政状況や社会環境・市民ニーズの変化に対応し、財政の健全化を図る。			
取組内容	第三セクター等については、設立目的や実施事業の再検討を行い、収支・経営状況・資産等の実態等を把握し、経営健全化への指導助言等により経営状況の透明化を図る。他の財政援助団体については、補助金の必要性や妥当性を検証する。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	財政援助団体の経営実態、事業内容等把握		
	平成29年度 (2017年度)	財政援助団体の経営実態、事業内容等把握		
	平成30年度 (2018年度)	公会計(統一基準)で作成した財務諸表等で各種経営母体ごとの分析を行うとともに、財政援助団体の実態調査、補助金等の見直しを行う。		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	見直し率 (見直し実施団体数/見直し予定団体数)	-	100.0%
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	平成24年度に、第三セクターの(有)悠楽技について、経営状況が低調で改善が困難であるため、廃止した。			

【実施計画】

改革の視点	2 財源	番号	2-3-1	
基本的な方向	3 効果効率的な執行			
実施計画項目	1 行政評価システムの効果的な運用等による事務事業の見直し			
主体課	総合政策課	担当課	財政課、全課所室	
目的	限られた人員・財源の中で最大限の成果を上げるため、事務事業の取捨選択を行い、より効果の高い事務事業へ経営資源を重点的に配分する。			
取組内容	現行の行政評価制度の抜本的な見直しを行い、評価表を通じて事務事業の方向性を的確に判断し、予算化へ結び付けられる制度を検証・確立する。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	事中評価導入方法、評価シートの見直し等の検討		
	平成29年度 (2017年度)	評価スケジュール、予算編成への活用方法等の検討		
	平成30年度 (2018年度)	新評価制度(事中評価)の導入準備 評価に関する職員研修の実施		
	平成31年度 (2019年度)	新評価制度の実施 次期長期総合計画策定のための施策評価シートの活用		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	新評価制度により統廃合した事務事業数	-	20事業
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	平成14年度から事務事業評価を実施し、平成20年度からは、全事務事業の自己評価、予算要求方針、査定結果をまとめ、ホームページで公開している。また、平成24年度から施策評価を実施している。			

【実施計画】

改革の視点	2 財源	番号	2-3-2	
基本的な方向	3 効果効率的な執行			
実施計画項目	2 公共施設の配置と維持管理の適正化			
主体課	総合政策課	担当課	財政課、建築住宅課、施設管理担当課	
目的	施設の劣化が進行する前に、計画的な維持管理(予防保全)を実施することで、施設の長寿命化を図る。また、施設の複合化・集約化や統廃合による再配置を進め、適正な施設保有量にすることで、将来的に発生する更新費用の軽減を図る。			
取組内容	施設劣化状況調査により維持保全の優先度判定、保全計画を作成し、予防保全工事を実施する。また、公共施設白書をもとに、施設の設置目的、老朽化の状況、利用状況等を総合的に勘案しながら、公共施設の再配置計画を策定する。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	施設劣化状況調査、保全計画の作成、保全工事の実施 公共施設の再配置に関する基本方針の策定		
	平成29年度 (2017年度)	施設劣化状況調査、保全計画の作成、保全工事の実施 施設類型ごとの再配置計画の策定		
	平成30年度 (2018年度)	施設劣化状況調査、保全計画の作成、保全工事の実施 個別施設計画の策定		
	平成31年度 (2019年度)	施設劣化状況調査、保全計画の作成、保全工事の実施 個別施設計画の住民への説明、合意形成		
	平成32年度 (2020年度)	施設劣化状況調査、保全計画の作成、保全工事の実施 個別施設計画の実行		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	公共施設再配置の方向性の決定	-	-
②				
平成27年度 までの主な 推進状況	平成24年1月に、新居浜市アセットマネジメント推進基本方針を策定した。平成24年度から保全情報システム(BIMMS)を活用して施設保全計画を作成し、予防保全工事を実施している。また、平成26年度に公共施設白書を作成し、ホームページで公表している。			

【実施計画】

改革の視点	2 財源	番号	2-3-3	
基本的な方向	3 効果効率的な執行			
実施計画項目	3 公会計の推進			
主体課	財政課	担当課		
目的	現在の現金主義会計に加えて、複式簿記による発生主義会計を採り入れることにより、コスト情報の「見える化」を進め、事業別、施設別に分析を行うなど財務書類を活用することで、限られた財源の効果効率的な執行につなげる。			
取組内容	平成29年度までに、固定資産台帳の整備及び複式簿記による財務書類の整備を行い、財政マネジメントへの活用を行う。 また、固定資産台帳と公共施設等総合管理計画、アセットマネジメント*との連携、発生主義会計によるコスト情報と行政評価との連携など、財務書類の活用を進め、効果効率的な行政運営を進める。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	固定資産台帳、財務書類の整備作業		
	平成29年度 (2017年度)	複式簿記による財務書類を作成、公表、活用		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	複式簿記による財務書類の整備進捗率	-	100.0%
	②	複式簿記による財務書類の具体的な活用件数	-	5件
平成27年度 までの主な 推進状況	平成27年度から固定資産台帳の整備に向けて、市有土地の取得情報の調査を実施している。			

※アセットマネジメント・・・長期的・経営的な視点で、公共施設を管理・活用・処分する取り組み

【実施計画】

改革の視点	3 人間	番号	3-1-1	
基本的な方向	1 職員の意識改革			
実施計画項目	1 人事マネジメントの確立			
主体課	人事課	担当課	全課所室	
目的	効果・効率的な市役所を実現するためには、職員の意識改革に努め、人材育成を図っていく必要がある。職員一人一人の能力を最大限に引き出すことのできる、人事マネジメント（人事マネジメントとは、職員の採用から、異動、昇任・昇格、給与、研修、表彰等の人事諸制度を総合的に連携させた人材育成型の人事制度の総称をいう。）の構築を目指す。			
取組内容	一生懸命に真面目に努力している職員に対しては、組織としてその努力に報い、また、能力を発揮できていない職員の奮起を促すため人事マネジメントの見直しを行い、人事評価制度を人事マネジメントの柱に据え、評価結果を処遇へ反映することで職員の意識改革につなげる。さらに、評価結果を人材育成に繋げるため、評価者研修、面談研修を通じた管理職員のマネジメント能力の向上、部下のキャリア形成を支援する上司の育成を図る。また、職員研修については市民のニーズや社会経済状況等の変化に的確に対応し、変革できる職員（チェンジ）や課題解決と政策形成に当たる職員（チャレンジ）を育成するため、より実践的研修を実施していく。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行われる人事評価制度の導入 実践的研修の計画・実施		
	平成29年度 (2017年度)	人事評価制度の見直し及び適正な運用 実践的研修の計画・実施		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
	①	仕事にやりがいや意欲を感じている職員の割合	80.0%	100.0%
	②	市町村アカデミー等派遣研修受講者数	61人	85人
平成27年度 までの主な 推進状況	人事考課制度については、平成18年度から全職員を対象に人事考課を実施し、平成26年度12月期からは、人事評価結果を勤勉手当の成績率に反映している。チャレンジャー公募制度については、平成16年度の定期人事異動時に4室の公募から始め、国・県・後期高齢者医療広域連合等への派遣職員の公募を実施している。			

【実施計画】

改革の視点	3 人間	番号	3-1-2	
基本的な方向	1 職員の意識改革			
実施計画項目	2 コスト意識の醸成			
主体課	財政課	担当課	人事課	
目的	「新居浜市人材育成基本方針」ではコスト意識を持ち、市民の視点で行動できる職員の育成を目指している。職員一人一人が、現在の厳しい財政状況等を正しく把握することで、コスト意識を高める。			
取組内容	毎年度の収支の状況、基金残高、起債残高、健全化法に基づく財政指標、長期財政見通し、公会計制度などについて、職員に「学び」の機会を確保するため、財政実務に関する職員研修を実施する。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	財政実務に関するスキルアップ研修の実施		
	平成29年度 (2017年度)	↓		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	財政実務に関する研修の受講者数	33人	60人
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	若手・中堅職員を対象に、本市財政の現状についてスキルアップ研修を実施し、コスト意識の醸成に取り組んでいる。			

【実施計画】

改革の視点	3 人間	番号	3-1-3	
基本的な方向	1 職員の意識改革			
実施計画項目	3 業務改善の推進			
主体課	総合政策課	担当課	人事課、全課所室	
目的	職員一人一人が、日頃の職務と職場環境に問題意識を持ち、職員一丸となって創意工夫による業務改善に取り組むことで、職員全員の改革意識を高めるとともに、改善・改革を歓迎する組織風土にする。			
取組内容	各課所室を中心に業務改善運動に取り組み、3年ごとに事例発表会を開催する。特に成果のあったものについては表彰を行い、全庁的に広めていく。また、職員からの業務改善に関する提案を、年間を通じて受け付ける。提案については、各担当課でその実現化を検討し、可能なものは実施する。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	業務改善運動の実施 業務改善提案・職員提案の募集		
	平成29年度 (2017年度)	業務改善運動の実施 業務改善提案・職員提案の募集		
	平成30年度 (2018年度)	業務改善運動の実施、実績報告、優秀事例の発表・表彰 業務改善提案・職員提案の募集、提案制度の検証・見直し		
	平成31年度 (2019年度)	業務改善運動の実施 業務改善提案・職員提案の募集		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	業務改善運動の実施件数	93件	140件
	②	業務改善提案・職員提案の件数	6件	50件
平成27年度 までの主な 推進状況	平成14年度から職員提案制度を実施し、広く職員から市政に対する提案を奨励している。また、平成14年度から一課一改善運動を実施し、平成25年度からは業務改善運動及び業務改善提案へ制度の見直しを行った。			

【実施計画】

改革の視点	3 人間	番号	3-2-1	
基本的な方向	2 市民参加・参画の促進			
実施計画項目	1 市民の審議会等への参加促進			
主体課	秘書広報課	担当課	男女共同参画課、関係各課	
目的	審議会の公開や審議会等委員の市民公募、パブリックコメントの実施など、市民の市政への参加・参画を促進することにより、市政に対する理解や関心を高める。			
取組内容	公募している審議会等の割合及び女性の審議会等への参画率向上を図るため、関係課所との協議を行う。また、パブリックコメント1件当たりの意見の件数の増加に努める。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	公募不可の審議会について公募可にできないか調査・検討する。 女性の審議会等への参画率向上のため、関係各課ヒアリングを行う。 パブリックコメントの意見の件数についての調査を行う。		
	平成29年度 (2017年度)	↓		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
	①	公募している審議会の割合	17.5%	30.0%
	②	女性の審議会等への参画率	29.2%	50.0%
平成27年度 までの主な 推進状況	公募している審議会の割合 平成24年度 16.8% 平成25年度 16.8% 平成26年度 17.5% 女性の審議会等への参画率 平成24年度 33.1% 平成25年度 30.1% 平成26年度 29.2%			

【実施計画】

改革の視点	3 人間	番号	3-2-2	
基本的な方向	2 市民参加・参画の促進			
実施計画項目	2 職員の地域活動等への参加促進			
主体課	地域コミュニティ課	担当課	全課所室	
目的	現在の多様化する地域課題は行政だけでは解決できないことから、行政と市民との協働が求められている。多様化する地域社会の課題解決に向けて、行政と様々な人や団体をつなぐ「地域をコーディネートする力」を重視して、職員の人材育成に取り組む。			
取組内容	協働のまちづくりを進めるためには、職員が行政の仕事としてではなく、一市民として地域や市民の活動に参加し、行政と市民との間のつながりや信頼関係を深める必要がある。そのきっかけづくりとして、新たなまちづくりに取り組む地域に対して、要請に応じて職員が技術的支援を実施する体制づくりを行う。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	協働の担い手となる地域担当として地域を支援できる体制の調査研究		
	平成29年度 (2017年度)	協働の担い手となる地域担当として地域を支援できる体制の構築		
	平成30年度 (2018年度)	協働の担い手となる地域担当として地域を支援できる体制の始動		
	平成31年度 (2019年度)	協働の担い手となる地域担当として地域を支援する		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
	①	職員の自治会加入率 (マンション管理組合への加入、自治会が存在しない等の例外を除く)	97.5%	100.0%
	②	職員の地域活動等への参加率	78.7%	83.5%
平成27年度 までの主な 推進状況	職員の自治会加入率 平成24年度 96.4% 平成25年度 97.6% 平成26年度 97.5% 職員の地域活動等への参加率 平成24年度 77.9% 平成25年度 77.2% 平成26年度 78.7%			

【実施計画】

改革の視点	3 人間	番号	3-2-3	
基本的な方向	2 市民参加・参画の促進			
実施計画項目	3 広報機能の強化			
主体課	秘書広報課	担当課	全課所室	
目的	紙媒体(市政だより)による情報提供とともに、パソコン・携帯電話・スマートフォン・タブレット型端末等新たな情報提供メディアを有効に活用し、市政情報を分かりやすく積極的に提供する。			
取組内容	市政だよりについては、紙媒体の特性を生かした広報を行う。ホームページについては、情報を見やすく探しやすいとともに、市民が知りたい情報をタイムリーに提供し、写真等を活用した魅力あふれるものとする。メールマガジン、フェイスブック、ツイッター、ユーチューブについては、登録者数の増加を図り、迅速、的確かつ積極的な情報発信に努める。広報番組については、市民参画の促進など市民にとってより親しみのある番組作りを行う。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	市政だよりによる情報提供、ホームページによるタイムリーな情報提供 メールマガジンやフェイスブック等による積極的な情報発信 広報番組による情報提供		
	平成29年度 (2017年度)	↓		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
	①	市政に関する情報提供や情報公開に対する市民満足度	38.5%	50.0%
	②	ホームページアクセス件数	381.7万件	430万件
平成27年度 までの主な 推進状況	平成24年4月からツイッターの運用を開始 平成25年3月から新居浜市公式フェイスブック、ユーチューブの運用を開始 平成25年9月からスマートフォンアプリ「新居浜いんふお」の提供を開始 平成26年2月に図書館ホームページのリニューアルを実施 平成27年3月に市ホームページのリニューアルを実施			

【実施計画】

改革の視点	3 人間	番号	3-2-4	
基本的な方向	2 市民参加・参画の促進			
実施計画項目	4 広聴機能の強化			
主体課	秘書広報課	担当課		
目的	社会情勢の変化に伴い、多種多様化する市民ニーズに対応するため、既存の広聴制度の在り方を見直し、またインターネットなどを活用した新たな広聴手段の導入を検討することで、より多くの「市民の声」を集約し、市政に反映させることを目的とする。			
取組内容	既存の広聴制度である市政モニター制度について、モニターの負担が大きい「少人数制による現場参加方式」という現行の運営方法の見直しを行い、多人数かつより多くの世代からの意見集約が可能となるよう、新たにアンケート方式によるモニター制度の導入を検討する。制度導入にあたっては、アンケートの実施方法（郵送による方式、インターネットによる電子アンケート方式、その両方の併用など）や結果集計方法（結果集計システムの利用など）を十分に検討し、より効率的な制度運用を目指すものとする。また、制度導入後も、具体的な運営方法について定期的に検証を行い、モニター登録人数の増加やより効果的なアンケートの実施を目指し、制度のブラッシュアップを行う。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	現行制度の見直し、アンケートモニター制度導入の検討 アンケート実施方法、結果集計方法等の整備・構築 市政モニター運営要領の改正 アンケート市政モニター募集受付開始		
	平成29年度 (2017年度)	アンケート市政モニター制度開始 アンケート等の実施、集計、公開 次年度モニターの募集		
	平成30年度 (2018年度)	アンケート等の実施、集計、公開 次年度モニターの募集 制度の具体的な運営方法について検証		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
	①	市政モニター人数	18人	200人
	②	年間実施アンケートテーマ件数	-	5件
平成27年度 までの主な 推進状況	市長への手紙・メールによる市民の声と担当課の回答をホームページで公開するとともに、ポータル掲示板に掲載して職員に公開し、職員の共通認識を図っている。また、まちづくり校区懇談会で提出された課題の進捗状況を調査し、翌年度の懇談会で報告している。			

【実施計画】

改革の視点	3 人間	番号	3-2-5	
基本的な方向	2 市民参加・参画の促進			
実施計画項目	5 出前講座の充実			
主体課	地域コミュニティ課	担当課	全課所室	
目的	市民の自発的な学習の場や能力発揮の場を提供することで、市民活動をさらに活性化するために出前講座の充実を図る。			
取組内容	出前講座を中間支援組織であるまちづくり協働オフィスで運営する。このことにより、まちづくり協働オフィスが有するネットワークを活用して登録講座の充実を図り、ひいては利用者の増加に繋げる。また、出前講座に使用するためのPC、プロジェクターなどの貸し出しを、まちづくり協働オフィスが行うことで手続きが容易になり、同時に、まちづくり協働オフィスの利用が増えてつながりがさらに強化される循環を生む。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	まちづくり協働オフィスにおいて出前講座を実施しながら、オフィス利用登録団体とのネットワークを通じて講座メニューを充実させる。同時に効果的な広報を行い、出前講座利用・登録両方の増加を図る。		
	平成29年度 (2017年度)	↓		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
	①	講座登録件数	234件	255件
	②	講座利用件数	354件	400件
平成27年度 までの主な 推進状況	平成10年度から出前講座を開始し、平成14年度からは「行政編」に加えて、「公共機関・公益企業編」「市民団体編」と講座メニューの拡大を行った。 講座登録件数 平成24年度 229件 平成25年度 228件 平成26年度 234件 講座利用件数 平成24年度 511件 平成25年度 544件 平成26年度 354件			

【実施計画】

改革の視点	3 人間	番号	3-3-1	
基本的な方向	3 市民との協働の推進			
実施計画項目	1 協働事業市民提案制度の推進			
主体課	地域コミュニティ課	担当課	関係各課	
目的	行政が独占的に「公」を担うのではなく、NPOや企業等異なる特性を持つ地域の多様な主体が、自立・連携して、地域課題を解決する事業の創出を目指して、協働事業市民提案制度の推進を図る。市民活動団体や企業・法人与行政が、互いの特性を生かして相乗効果が生まれる有効な取り組みを行うことで 多様化・複雑化する住民ニーズに対し、満足度の高い行政サービスにつなげる。			
取組内容	行政内部の協働環境の整備に努めるとともに、市民からの協働提案を受け入れたり、自らも協働事業の提案を行うことなどによって、積極的に市民活動団体等との対話・連携を図り、市民、団体、事業者と行政の協働による事業の創出につなげる。 また、市民活動団体と行政との意見交換会を開催し、評価シートを活用した協働事業に関する点検・評価を実施する。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	協働事業市民提案の募集及び実施 市民活動団体との意見交換会の開催		
	平成29年度 (2017年度)	↓		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	協働事業の提案件数	12件	35件
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	平成19年度に協働事業市民提案制度を創設し、市民と行政の協働にふさわしい事業アイデアを募集している。 平成24年度 提案件数 5件 事業化件数 5件 平成25年度 提案件数 12件 事業化件数 8件 平成26年度 提案件数 9件 事業化件数 8件			

【実施計画】

改革の視点	3 人間	番号	3-3-2	
基本的な方向	3 市民との協働の推進			
実施計画項目	2 地域コミュニティ活動への支援			
主体課	地域コミュニティ課	担当課	関係各課	
目的	現在の多様化する地域課題には行政だけでは解決できないことが多く、今後は、行政主導ではなく、行政と地域が対等な立場で協働し、それぞれの地域課題に取り組むような自立した新たなまちづくりが求められている(地域コミュニティの再生)。従来までの慣例的な地域行事の継続だけに留まらず、各地域が抱える課題を地域自らが把握し、地域内外の資源のネットワーク化を図りながら課題解決ができる地域力の醸成を図る。			
取組内容	地域コミュニティの基盤となる自治会の会員減少により自治会の財政基盤が弱まっていることから、自治会への財政支援として、防犯灯維持管理事業、広報活動事業、コミュニティ活性化事業等の各種交付金について見直しを行い、さらに充実を図りながら継続した支援を行い、地域コミュニティの活性化を支援する。また、多様化する社会においても、全ての住民が参画できる持続可能な住民自治の構築に向けた取組を進める。			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	コミュニティ再生事業交付金による支援の継続、交付金の見直し協議会型地域自主組織の検討		
	平成29年度 (2017年度)	コミュニティ再生事業交付金の見直し結果による支援の継続協議会型地域自主組織の検討		
	平成30年度 (2018年度)	コミュニティ再生事業交付金の見直し結果による支援の継続協議会型地域自主組織モデル地区の始動		
	平成31年度 (2019年度)	コミュニティ再生事業交付金による支援の継続、交付金の見直し協議会型地域自主組織モデル地区の始動		
	平成32年度 (2020年度)	コミュニティ再生事業交付金の見直し結果による支援の継続協議会型地域自主組織モデル地区の始動		
目標	指標名		現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
	①	自治会加入率	66.6%	75.0%
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	平成20年度に、連合自治会に対する補助金や委託料を一元化し、地域コミュニティ活動支援交付金制度を創設した。平成26年度には、従来の交付金制度を見直し、地域コミュニティ再生事業交付金制度を創設し、財政的支援の更なる充実を図った。			

【実施計画】

改革の視点	3 人間	番号	3-3-3	
基本的な方向	3 市民との協働の推進			
実施計画項目	3 市民活動団体への支援の充実			
主体課	地域コミュニティ課	担当課	関係各課	
目的	多様な主体の協働を推進し、市民活動団体の活動を活性化することにより、様々な課題を抱える地域住民の課題解決を図る。			
取組内容	<p>中間支援組織としてのまちづくり協働オフィスを活用し、サービスの充実を図る。</p> <p>①リソースセンター機能(施設、設備を提供する場所としての役割)の維持 ②情報発信の充実(情報収集、情報発信、情報共有、情報活用) ③媒介役(市民活動団体と行政、市民活動団体と市民活動団体)として、共通の対象者を持つ市民活動団体のネットワーク化</p>			
年次計画	平成28年度 (2016年度)	まちづくり協働オフィスのリソースセンター機能を維持するとともに、徹底した情報収集に努め、効果的な情報発信を行い、団体間のネットワーク化を進める。		
	平成29年度 (2017年度)	↓		
	平成30年度 (2018年度)	↓		
	平成31年度 (2019年度)	↓		
	平成32年度 (2020年度)	↓		
目標	指標名		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	①	市民活動団体のネットワーク数(累計)	-	10件
	②			
平成27年度 までの主な 推進状況	平成18年7月に、市民活動団体の結成や自立を支援し、行政と市民活動との協働によるまちづくりを推進するための環境整備として、まちづくり協働オフィスを開設した。26年度には、将来ビジョンを見据えた運営方法の見直しを行い、目指す運営形態を、市民活動団体が連携する運営協議会方式での自主運営と決定した。			

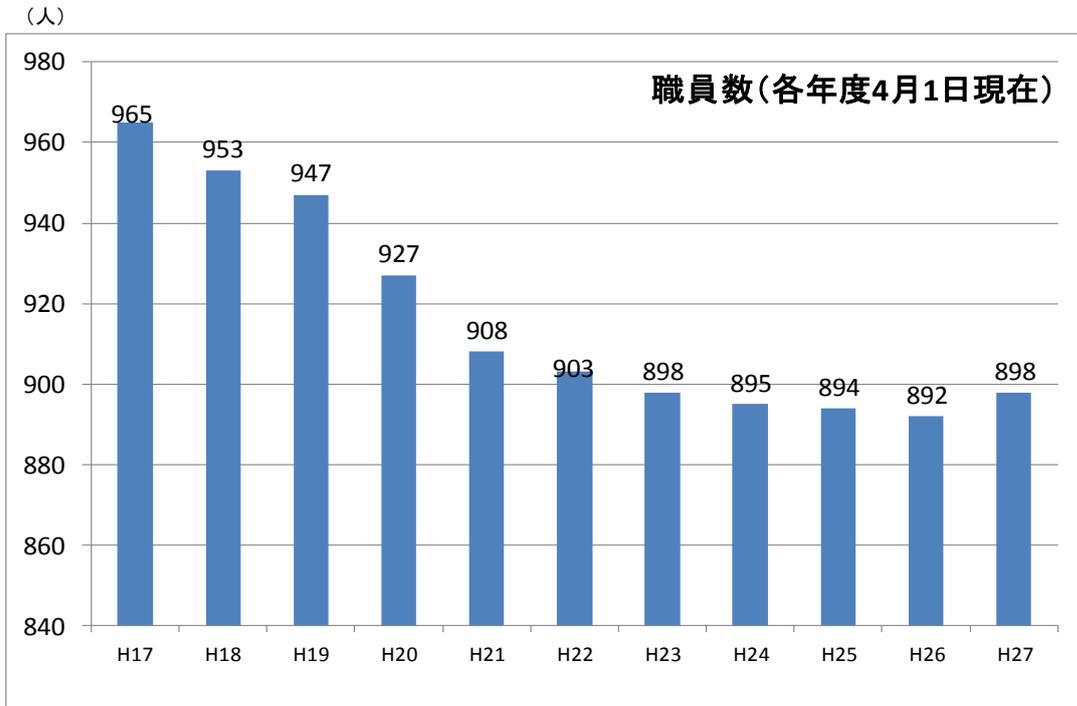
【取組結果】(様式)

年度	課名	進捗状況、見直し効果、効果額等の説明	数値目標に対する実績値
平成 28年度	主体課		
	担当課		
平成 29年度	主体課		
	担当課		
平成 30年度	主体課		
	担当課		
平成 31年度	主体課		
	担当課		
平成 32年度	主体課		
	担当課		

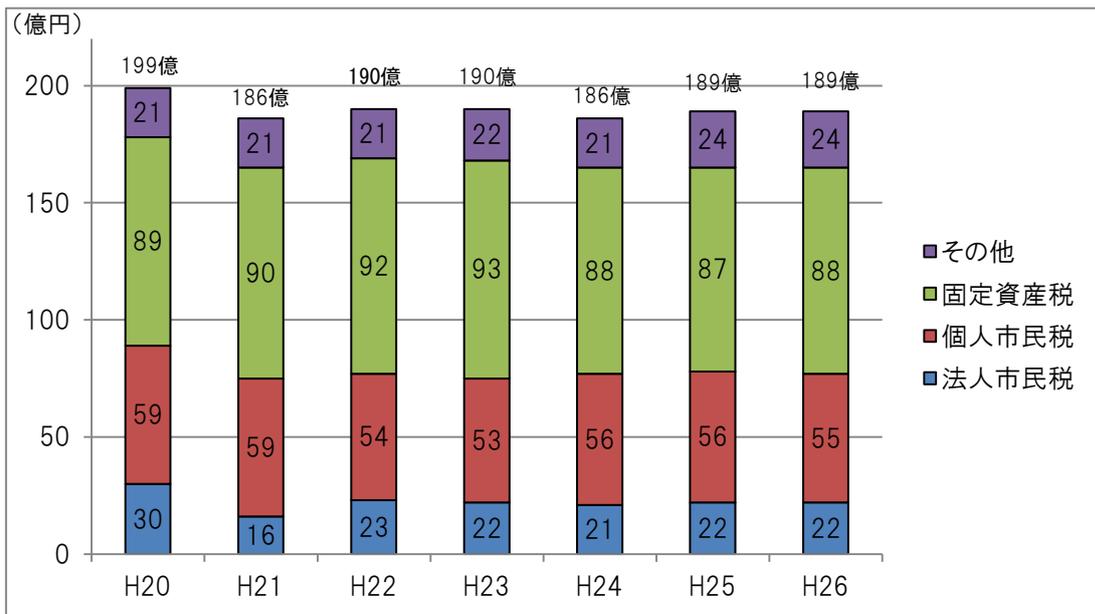
【参考資料】

資料1 各種統計資料

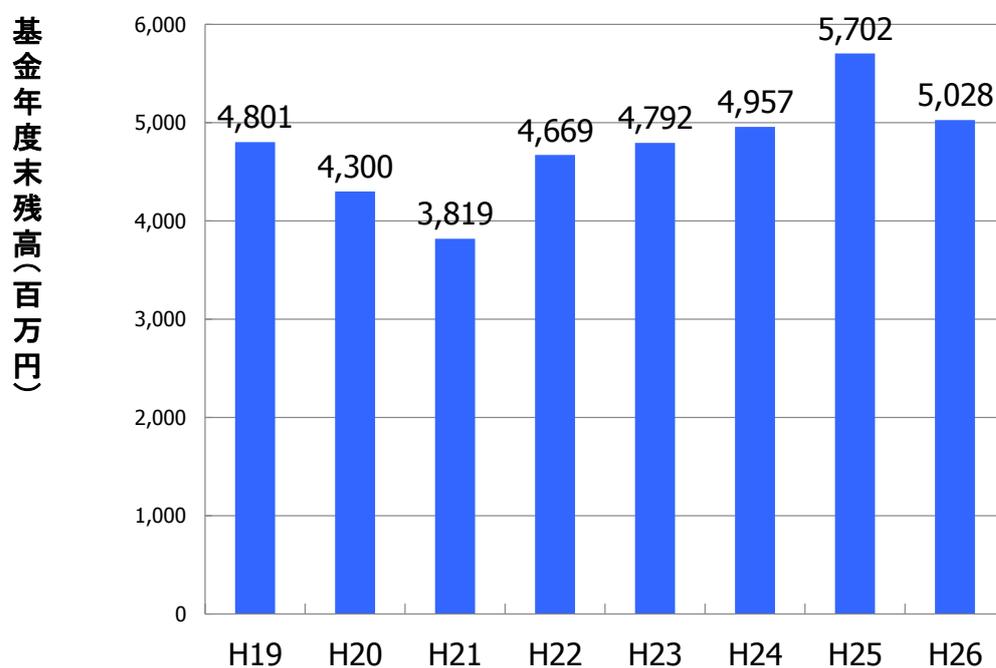
市職員数の推移(全職員)



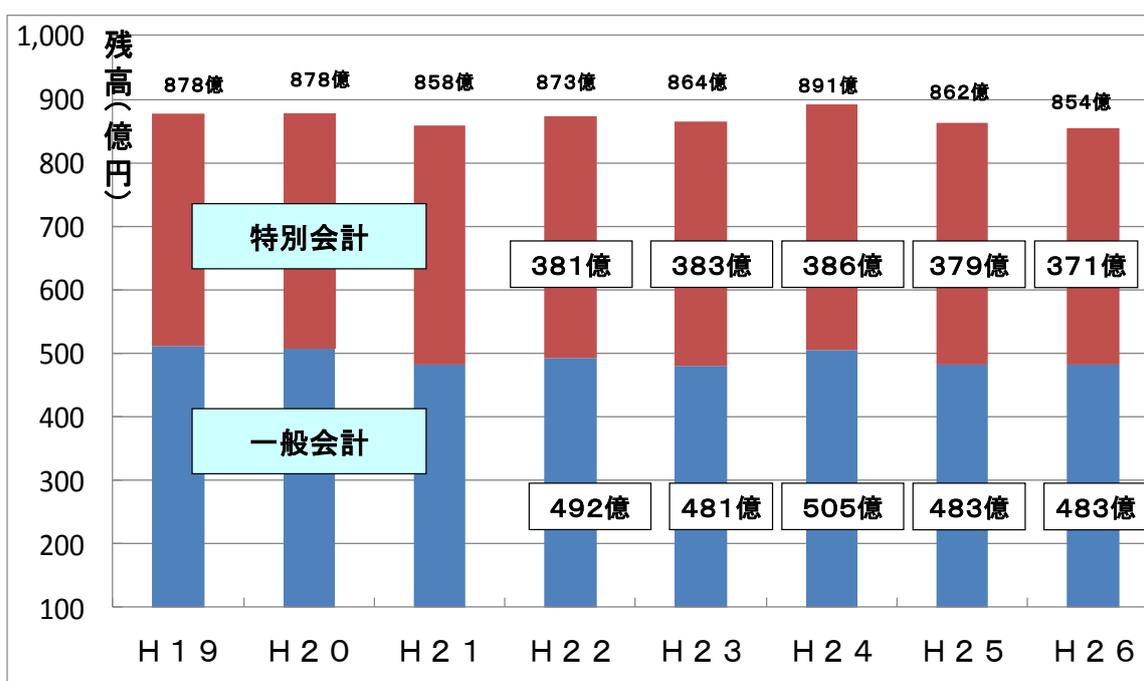
歳入の推移(市税内訳)



財政調整基金(貯金)



市債残高(借入残)



主要財政指標の類似団体との比較

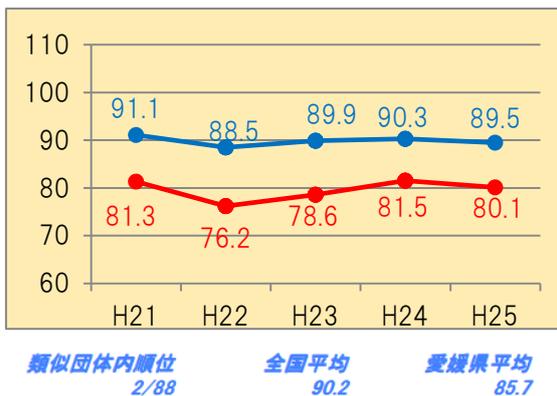
● 財政力

財政力指数 0.74



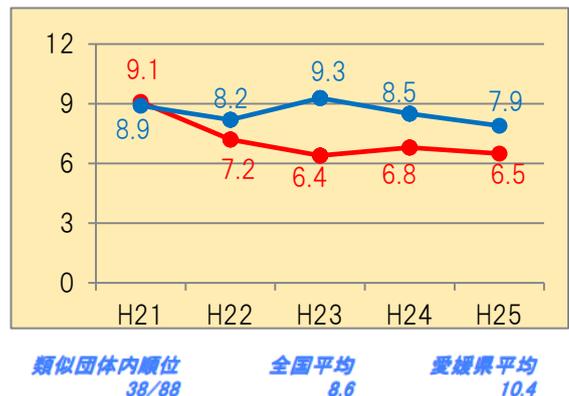
● 財政構造の弾力性

経常収支比率 80.1%



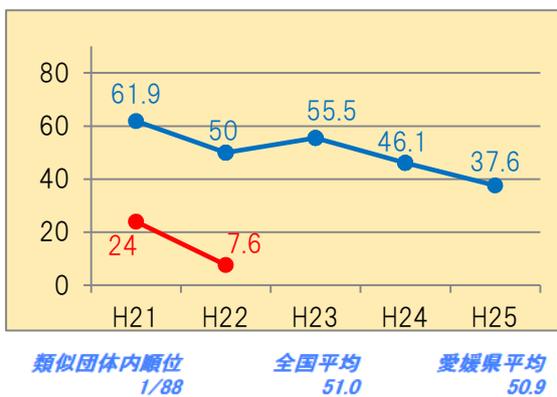
● 公債費負担の状況

実質公債費比率 6.5%



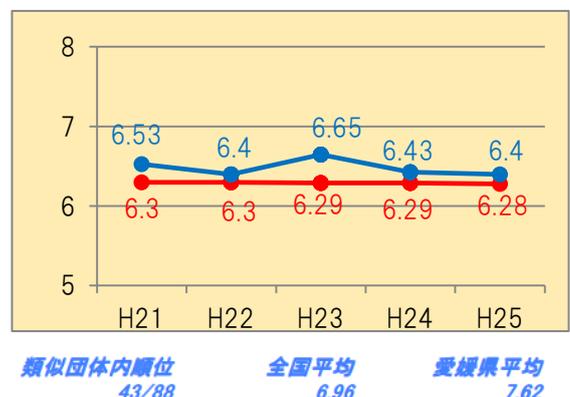
● 将来負担の状況

将来負担比率 -%



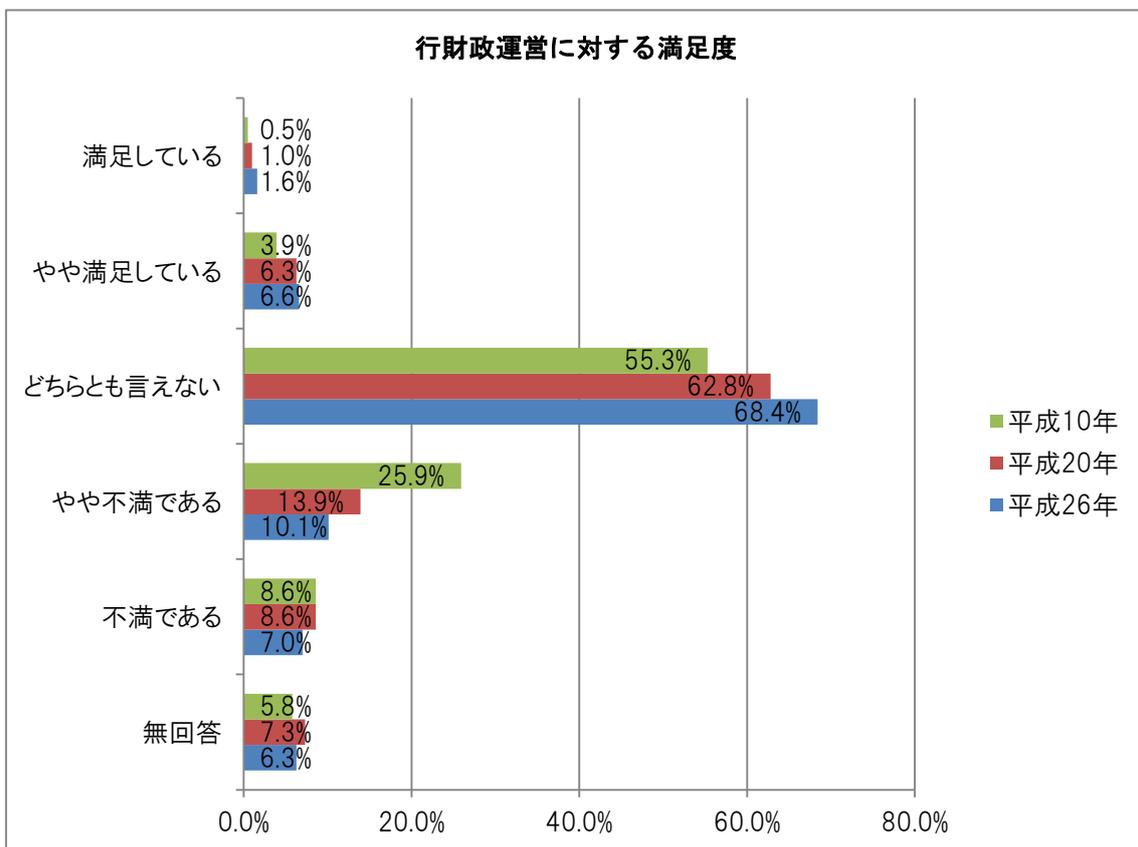
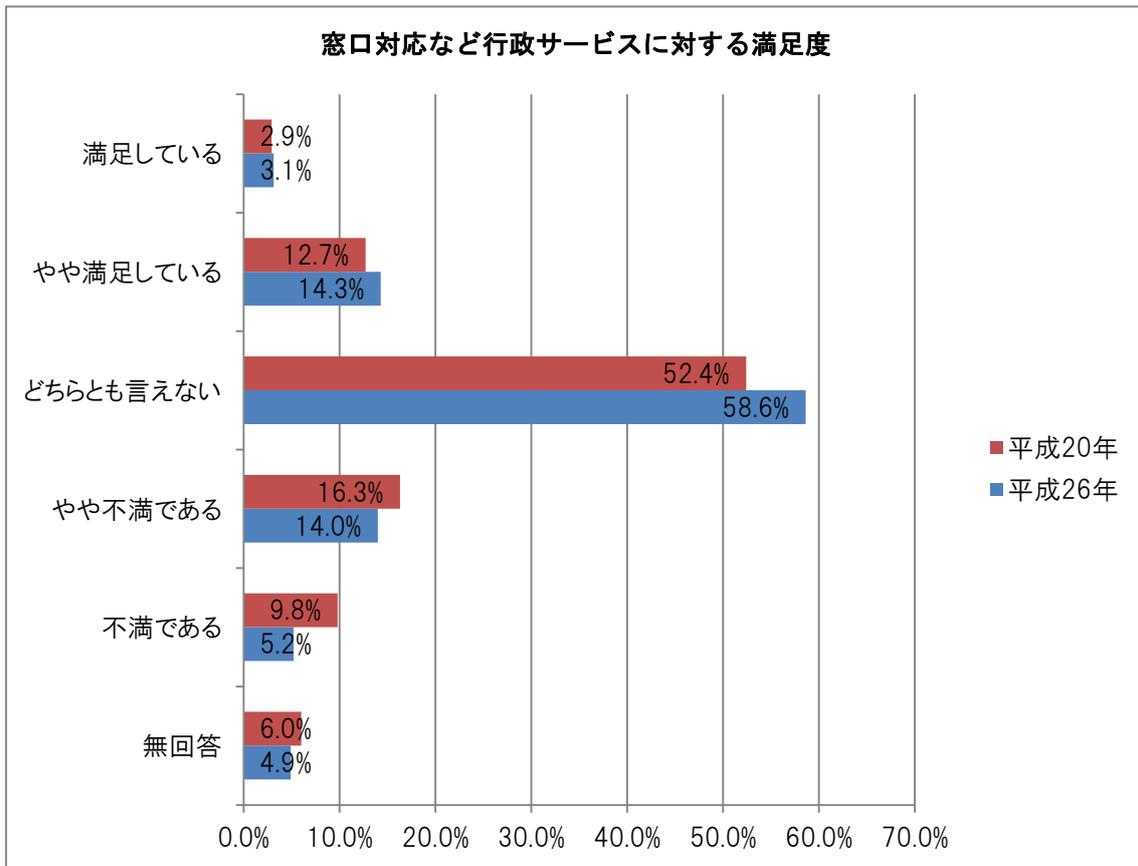
● 定員管理の状況

人口千人当たり職員数 6.28人

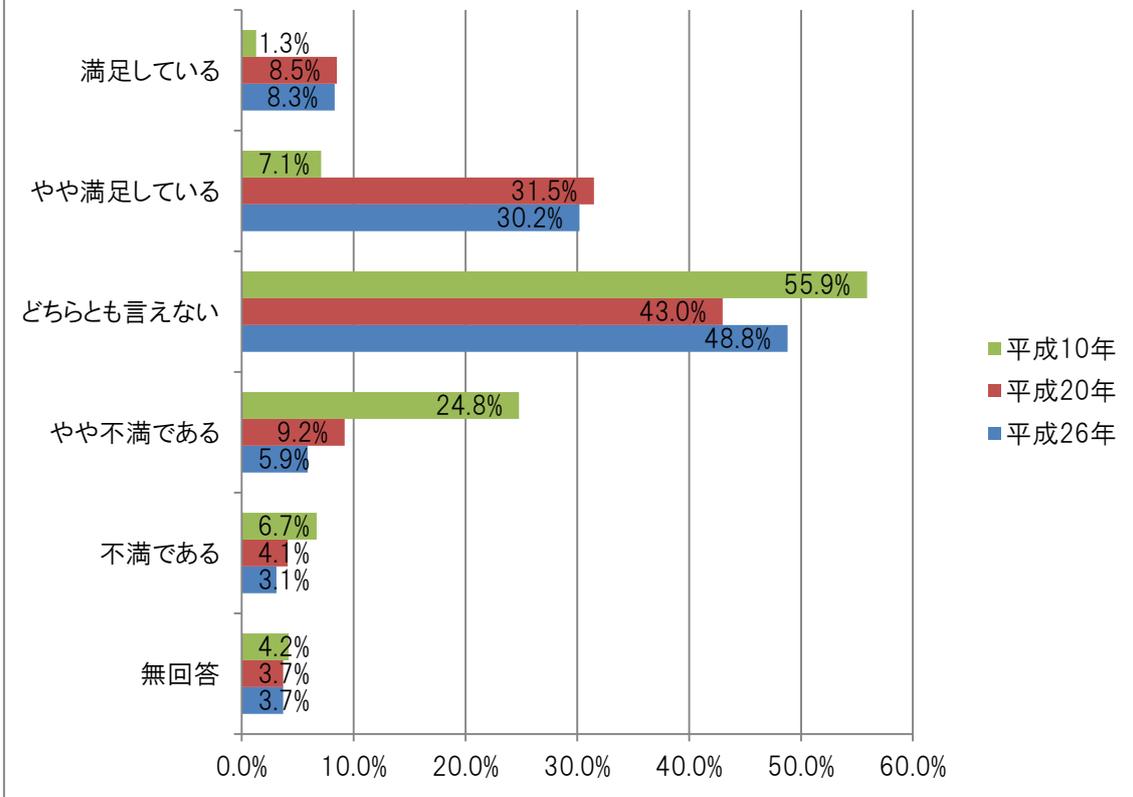


(出典 総務省 平成 25 年度決算財政状況資料集)

市民意向調査結果



市政に関する情報提供、情報公開に対する満足度



資料2

新居浜市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 時代の潮流と新たな行政課題に迅速に対応し、市政を円滑かつ効率的に推進するため、新居浜市行政改革推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を分掌する。

- (1)行政改革大綱に関すること。
- (2)組織機構の改革に関すること。
- (3)その他行政改革に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は市長、副委員長は副市長をもって充て、委員は別表に定めるとおりとする。

(職務)

第4条 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要の都度委員長が招集する。

(検討委員会)

第6条 委員長は、効率的な行財政運営について調査検討するため、行政事務改善のための検討委員会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、行政改革担当課において処理する。

(解散)

第8条 推進委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表

教育長、企画部長、総務部長、福祉部長、市民部長、環境部長、経済部長、建設部長、議会事務局長、 会計管理者、水道局長、教育委員会事務局長、消防長、港務局事務局長、監査委員事務局長、農業委 員会事務局長、選挙管理委員会事務局長

資料3

新居浜市行政改革推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政運営システムを確立し、住民の理解と協力のもとに行政運営を推進するため、新居浜市行政改革推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、新居浜市の行政改革大綱の推進について必要な事項を調査審議する。

2 懇話会は、新居浜市の行政改革の推進について必要な助言等を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、各種市民団体代表10人及び公募による市民2人の委員をもって組織し、市長が委嘱する。

2 懇話会に、会長及び副会長をおく。

3 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

(職務)

第4条 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、これを主催する。

2 会長が必要と認めるときは、懇話会に関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、行政改革担当課において処理する。

(解散)

第8条 懇話会は、その目的が達成されたときに解散する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年11月22日から施行する。

2 平成7年11月22日に委嘱を受けた委員及びその委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、任期を平成10年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

資料4

新居浜市行政事務改善検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新居浜市行政改革推進委員会設置要綱(平成5年制定)第6条の規定に基づき、新居浜市行政事務改善検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)行政改革大綱の策定に関すること。
- (2)行政改革大綱の進捗管理に関すること。
- (3)その他行政改革の推進に関し、市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、行政改革担当課長、副委員長は、人事担当課長をもって充てる。

3 委員は36人以内とし、次の各号に掲げる者を市長が委嘱又は任命する。

(1)各部長の推薦による職員

(2)庁内公募により選出された職員

4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要の都度委員長が招集する。

(専門部会)

第6条 委員長は、必要に応じ専門の事項について調査研究するため、委員会に専門部会(以下「部会」という。)をおくことができる。

2 部会長、副部会長及び部会員は、委員長が指名する。

3 部会長は、部会を総理し、副部会長は部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 部会長は、部会において調査研究した結果について委員長に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員長及び部会長は、事案を検討するため必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、行政改革担当課において処理する。

(解散)

第9条 検討委員会は、その目的が達成された時に解散する。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会及び部会の運営等に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成5年8月31日から施行する。

2 新居浜市事務改善調査研究委員会(昭和59年4月9日制定)は、この要綱設置の間、休止するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成28年3月15日

新居浜市長 石川 勝行 様

新居浜市行政改革推進懇話会
会長 神野 勝太

新居浜市行政改革大綱2016について(提言)

新居浜市行政改革推進懇話会設置要綱第2条の規定に基づき、「新居浜市行政改革大綱2016」につきまして、慎重かつ活発に審議した結果、次のとおり提言いたします。

(提言内容)

「市民の笑顔輝く市役所づくり」を基本理念に掲げ、平成23年度から取り組んでいる「行政改革大綱2011」に関しては、おおむね目標に向けて実施が図られており、一定の成果を上げていると評価している。

また、今回策定された「行政改革大綱2016」(案)は、これまでの実績を踏まえながら、重要な取組については、中断することなく継続・強化しつつ、多様化する市民ニーズに対応するための新たな取組を進めていくという点で、適切であると評価している。

今後においても、市民満足度の高い行政サービスを提供し、将来にわたり安定的な行政運営を実現するためには、これまで以上に効果・効率性に重点を置いた行政改革を進めていくことが必要であることから、次の事項に配慮し、行政改革に取り組むことを強く要望する。

- 1 変化する社会情勢に的確に対応できる組織・人材づくり、持続可能な行財政運営に重点を置いた改革を進めること。
- 2 進捗状況の管理・評価を適切に行い、着実に成果を出せるように、改革を進めること。

なお、新居浜市行政改革推進懇話会での具体的な意見を、別紙のとおり付記いたしますので、参考にされたい。

【新居浜市行政改革推進懇話会での意見】

〈行政改革大綱2011の総括として〉

- ・ 定員管理の適正化の成果について、定員数だけではなく、退職者の内訳や臨時・非常勤職員の採用数等も具体的にデータで示して、協議出来るようお願いしたい。
- ・ 歳入の確保について、もっと取組を強化して頂きたい。
- ・ 計画を立てるだけではなく、着実に成果を出して頂きたい。
- ・ 目標の立て方が抽象的で分かりにくいいため、できるだけ定量化した数値目標を設定するようにして頂きたい。
- ・ 職員の満足度が高いほど、市民サービスにも良い影響が出てくるため、職員満足度の向上を図ることも考慮して頂きたい
- ・ 当懇話会の意見を十分にふまえて検討して頂き、行政改革大綱2016を策定して頂きたい。

〈行政改革大綱2016について〉

- ・ 庁内横断的組織(プロジェクトチーム)を活用した事業の推進について、プロジェクトチームの編成数だけに着目するのではなく、プロジェクトチームで取り組む中身を重視した目標を設定する方が良い。
- ・ 広報機能の強化について、インターネットを活用できない高齢者等への広報手段も工夫し、情報提供に対する市民満足度を向上させるよう取り組んで頂きたい。
- ・ 様々な課題に対し、職員全員で知恵を絞って取り組んで頂きたい。